

令和5年定例第3回市議会会議録(第2日)

令和5年9月12日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	諸 富 正 也	9番	前 原 武 美
2番	三小田 智 裕	10番	上津原 博
3番	黒 田 清 隆	11番	荒 卷 隆 伸
4番	河 野 一 仁	12番	瀬 口 健
5番	森 弘 子	13番	中 尾 眞智子
6番	奥 菌 由美子	14番	中 島 一 博
7番	吉 原 政 宏	15番	宮 本 五 市
8番	古 賀 義 教		

2. 不応招議員は次のとおりである。

16番 牛 嶋 利 三

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶 嶋 晋 治	係 長	高 野 志乃扶
参 与	田 中 裕 樹	書 記	大 木 新 介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市 長	松 嶋 盛 人	企画振興課長	村 越 公 貞
副 市 長	三重野 直 美	子ども子育て課長	中 村 栄 志
教 育 長	待 鳥 博 人	子ども子育て課長 補佐兼子育て 世代包括支援 センター係庶務 相談担当係長	高 岡 典 代
総 務 部 長	西 山 俊 英	学校教育課長	末 吉 建
保健福祉部長兼 福祉事務所長	盛 田 勝 徳	子ども子育て課 子育て世代包括 支援センター係 子育て世代包括 支援センター 担 当 係 長	鷺 頭 桂 子
市民部長兼 市民課長	松 尾 和 久	環境衛生課長	宮 崎 眞 一
環境経済部長	木 村 勝 幸	環境衛生課 循環型社会推進係長	今 村 雅 義
建設都市部長	松 尾 武 喜	企画振興課 地方創生係長	福 山 武
教 育 部 長	藤 吉 裕 治	財政課長補佐兼 財政係財政 第 1 係 長	大 石 哲 也
消 防 長	北 嶋 俊 治	財政課財政係 財政第 2 係長	内 野 信
総 務 課 長	平 川 貞 雄	指 導 室 長	姉 川 左希子
財 政 課 長	大 坪 康 春		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	8	古 賀 義 教	1. 相次ぐ不祥事に対する市長の考えを問う
2	6	奥 菌 由美子	1. 誰一人取り残されない学びを保障する不登校対策を
3	13	中 尾 眞智子	1. バイオマスセンター研修施設の指定管理制度導入について 2. 5歳児健診の実施と支援システムについて
4	12	瀬 口 健	1. 市長の市政運営について
5	9	前 原 武 美	1. 各種団体への補助金等と市の関わりについて

午前9時30分 開議

○副議長（前原武美君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議でございますが、牛嶋議長につきましては、欠席届が提出されており、これを許可しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日私が議長の職務を行います。御協力のほどよろしく申し上げます。

日程第1 一般質問

○副議長（前原武美君）

それでは、日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いいたします。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告していない質問がないよう、通告書に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定のとおり、発言は全て簡明にされるようお願いいたします。

執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、8番古賀義教君、一般質問を行ってください。

○8番（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。8番議員古賀です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

新聞報道にもなっていますが、今回も事務処理ミスが起こっています。私も市役所OBとして、昨年から続く不祥事には心を痛める一人として質問させていただきます。

まず、初めに申し上げておきますが、今回の件も含め事務ミスを犯した職員を非難するものではありません。なぜこのようなことが起きてしまったのか、組織として防ぐことができなかったのか、そのことが重要であると考えています。再発防止に向け、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

私は、業務は個人で行っているのではなく、市長の業務命令の下、業務を組織として運営しています。部課長は所属する課の業務全般に対し責任を持って業務を行い、係員はその責任と命令の下、業務を遂行していくものと考えます。

前回の税金差押えの件もそうでしたし、今回の事務処理ミスについてもそうですが、担当者が一番重い処分となっています。処分の重い軽いについては様々な御意見があると思いますが、みやま市職員懲戒審査委員会にて厳正な議論がなされた結果でありますので尊重すべきと思います。

しかし、私としては、担当した職員が一番重い処分を受けていることに対して理解ができません。時代が変わっているのかもしれませんが、私が課長の頃は、責任は私が取るから頑張ってくれとよく職員に話していました。これは私が若い頃そうやって上司に育てられたからです。

合併前の私が係長のときの課長の言葉です。数億円の農業改善事業に取り組んでいるとき、課長が私に対し、おまえが思う存分やれるだけやっついていい、しきる分してみれと、責任は俺が取る、そういう課長の言葉で育てられました。それがここ最近の処罰を見れば、担当職員

が厳罰化される傾向にあると感じています。このようなことが続くような組織では職員の気持ちも萎縮してしまい、指示してもらわなければ動けない職員ばかりになるのではないのでしょうか。自発的な発想や行動は行わない職員が増えていくと思います。自発的に自ら考え行動できる働きやすい職場を構築することも、市長をはじめ管理職の努めであると考えます。市長の考えを聞かせてください。

事項1、公用車の車検切れに伴う処分のあり方について。

公用車の車検切れの経過と、誰が何の根拠で誰をどんな処分にしたかを問う。

上司の仕事とは何か、上司の管理監督責任を問う。

事項2、今後の無車検・無保険運行の防止策について。

事件後どのような対策を講じられたのか、その再発防止策を教えてください。

事項3、連続する不祥事に対する市長の考えを問います。

不祥事が続けて起こる原因は何か、今後の対策は何か、最終責任者は誰か、みやま市職員懲戒審査委員会のメンバーに第三者を入れて諮問する考えはないか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。では、古賀議員の御質問に答弁させていただきます。

古賀議員の相次ぐ不祥事に対する市長の考えを問うとの御質問にお答えをいたします。

初めに、職員の度重なる不祥事により、市民の皆様の信頼を著しく失墜させたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

また、このような事案が発生したことは、私自身、猛省をするとともに、組織としてのコンプライアンス、法令順守の徹底はもとより、ガバナンスの強化、管理監督の強化にしっかりと取り組んでまいります。

まず、1点目の公用車の車検切れに伴う処分のあり方についてでございますが、車検切れの経緯につきましては、職員が公用車2台の車検を失念し、2か月弱にわたり有効期間が経過した状態で、他の職員に使用させたものであります。

これを受けまして、みやま市職員懲戒審査委員会において、関係職員一人一人に対し、地

方公務員法及びみやま市職員の懲戒処分等の基準に基づき、総合的に審査を行い、その結果報告を受け、私が処分を決定いたしております。

今回の事案では、職員及び係長に戒告処分、課長に文書訓告処分を行いました。

また、上司の職務につきましては、みやま市職員の職の設置に関する規則において、課長は「課等の業務を掌理し、その業務を処理するための所属職員を指揮監督する」とされ、係長は「係員を指揮掌握し、係の業務を処理する」と定義づけております。

課長は、課全体のマネジメントを行うとともに、所属職員の指導育成を行います。係長は、係の業務を遂行するため、係員へ適正な指導やサポートを行うものであります。

上司の管理監督責任につきましては、みやま市職員の懲戒処分等の基準に照らし、事案ごとに慎重に審査し、決定することとしております。

次に、2点目の今後の無車検・無保険運行の防止策についてでございますが、行政財産を統括的に所管し、公用車の適正な維持管理について、庁内各課に指導助言を行う契約検査課と、車両を所有している各課において、それぞれ再発防止策に取り組むこととしております。

契約検査課では、全公用車の車両点検情報等を取りまとめ、全庁的に毎月周知を行うとともに、車検満了期日が近づいた車両情報を関係部署へ通知することでダブルチェックを行います。

さらに、公用車予約システムへの車検満了日の入力などにより、車検や定期点検の時期が事前に把握できるようにいたします。

また、車両を所有している各課では、予算執行管理表を作成し、適正な管理を行うとともに、公用車使用簿や運転席から見えやすい場所に車検満了日を明示することで、公用車の運転前確認を徹底することとしております。

次に、3点目の連続する不祥事に対する市長の考え方を問うとのことでございますが、組織としてのガバナンス、管理監督が十分に機能していなかったことが要因であると考えております。

そのため、業務に係る主任、副任体制をルール化して、チェック体制の強化を図るとともに、当初予算等に基づく業務の進捗管理を徹底することとしているほか、本年度から、服務規律等の対面研修及び個人面談の取組を実施することとしております。

対面研修では、各職場ごとに所属長が講師を務め、職員の行動規範等を示すことで理解を深め、職員全体の意識改革を図るとともに、全力を挙げて職務を全うすることで、市民の信

頼を確かなものにしてまいります。

職員面談では、上司面談を実施することとし、業務に関する進捗状況の把握や課題の共有を図ることとし、必要な指導を行う体制を充実してまいります。

今後も、しっかりと取組を継続し、市民の皆様から一日も早く信頼していただけるよう努めてまいります。

そして、最終責任者については私であると考えております。

また、みやま市職員懲戒審査委員会メンバーに第三者を加えてはとの件につきましては、事案の内容により必要があると判断した場合は、第三者の御意見等が反映できる対応も行ってまいります。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

ありがとうございました。では、事項別ごとに行っていきたいと思います。

今回、私が問題視しているのは、上司に職員と同等の処分が出ていないということです。その理由は、懲戒処分等の基準に照らし合わせてやりましたとありますが、本当に微妙なケース・バイ・ケース、ちょっとした違いが多く、全く同じものはないと思います。

市長の答えにもありましたけれども、みやま市職員の職の設置に関する規則では、部長、課長はそれぞれの上司の命を受け職場の業務を掌理、取扱いを管理することです。その業務を処理するため所属職員を指揮監督するとあります。部長は課長を、課長は係長を、係長は係員を指揮監督及び指示命令するよう所管事務に書いてあると思います。このことだと思います。

だから、不祥事が起きた場合、上司がその管理監督をしていなかったことになると思うから上司は責任を取らされる。部下の責任を取るのは上司のそれが仕事だと思います。管理職の席に座っている課長の仕事です。いかがでしょうか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

事務処理ミスの担当者、そして、その上司はそれぞれみやま市職員の懲戒処分等の基準に照らし、その事案や事案の原因、そして内容、責任及び事案に起因する様々な影響等も含め、

総合的に勘案した上で個別に処分を判断するものでございます。その意味で懲戒審査委員会において、その内容に従って処分を決定したわけでございます。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

何度も言いますが、職員が安心して仕事ができるのは上に座っている人が、俺がおるから大丈夫、頑張れと、私の一般常識で考えれば、上に座っておる課長の責任、仕事と考えますが、さっきの市長の答えがよく分かりませんで。

では、課長、上司の仕事、責任は職員のミスを補うもの、かばうものであるのかないのか、そこら辺お答えください。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

かばうものという部分につきましては、ちょっと私は全てをかばうということは、その職員の成長にとってふさわしいかどうかというのはいかがなものかと感じております。やはりその職責に従って自分の職務を遂行するというところでございますので。

そういう意味で言いますと、事務処理ミスが起きてしまった場合、一律に上司が処分を受けるとことが正当な組織ではないと考えております。

担当職員は公務員としての自覚と責任、この自覚と責任を持って業務を遂行し、上司は業務遂行に必要な判断を下したものに対する責任を取るものと考えております。

上司はやはり自分がきちんと命令したことに対してきちんと遂行できるかどうか、それに対する責任を取るものである。

そして、先ほども述べさせていただいたんですけれども、処分の決定につきましては、何度も申し上げます。みやま市職員の懲戒処分等の基準に照らし、事案ごとに慎重に審査して決定するものでございます。

今後は私自身も襟を正し、ガバナンスの強化に取り組むとともに、職員一人一人がみやま市職員としての誇りと自覚を持ち職務を遂行できるように指導を行い、本市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

こちら辺が執行部と私の意見の違い、これは埋まらないような気がします。

熊本県の長洲町の例が9月5日の有明新報に載っておりました。ちょっと紹介します。

「職員3人に懲戒処分、水道事業確定申告失念、申告漏れで追徴税を税務署から打たれた」という記事ですね。「長洲町は4日、町水道事業会社で2022年度分の消費税と地方消費税の確定申告を職員が失念し、約600千円を追加で支払った」、これは罰金ですね、「をめぐり、担当課の関係する職員3人をいずれも減給10分の1、1か月の懲戒処分にしたと発表した。3人は水道課の課長、課長補佐、担当係長。管理監督責任があるとして町長と副町長についても給料月額1か月、10分の1減給する条例案を議会に提出」してあります。

この長洲町の処分のあり方について、様々各市町村それぞれ違うと思いますが、長洲町の処分のやり方をどう思われるか、お尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

長洲町さんの懲戒処分のことでございますので、そのことに対しまして私どもがどうこうという筋合いはないと思いますし、そういったことに関しましてのコメントも差し控えさせていただきます。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

他の行政につきましては、総務部長が申し上げたとおり、その行政でのルールに従って処分をなされているものと考えております。

今回につきましては、非常に昨年度から続いている不祥事、それについては私も十分責任を感じております。

昨年度の分についても、私自身、給与減額20%3か月ということで議員の皆様にご承認をいただいて、私自身処分を下したものと思っております。その中でこういう事案が発生したということは、私自身の指導監督というか、ガバナンス、組織としての分をしっかりともう一

度見直すべきだというふうに考えております。そのためには、職員の意識がどうだったのかという部分は私は非常に考えております。そういう意味で、今回この事案をまたしっかり反省しながらも、やはり職員がみやま市の職員として、公務員として、またみやま市の市民の全体の奉仕者としての公務員として、自覚と責任を持ってもらいたい。また、上司の責任も、そういう意味では処分の重い軽いは別にしても、当然、上司の責任は重いものと考えております。

そういう意味でも、しっかり部下職員の処分をするということが前提ではなく、今後不祥事を起こさない、ミスを起こさない、そういうフォローをして職員を育てていく、そこに注力をしていく、そういうガバナンスの強化を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

私は、長洲町のやり方は正しいと思っています。その都度処分を行う、市長が減給されてから2つのミスが出ております。

長洲町の場合、町長までの上司全員で同等の処分を受ける、これが本当の姿と思います。上司全員で平等な連帯責任を取ることによってその組織の結束力が深まり、職員間の信頼関係もできていくと考えます。逃げたら職員はついてきません。これは私の経験ですけれども、山川町のほたる火まつり、それから、高田の親子で遊ぼう！みやまおもちゃ花火フェスタ、瀬高小学校、昔の下庄小学校、花火観覧は当時の商工観光課が始めたイベントで、合併後初めてそういう市の祭りで、アルコールの提供をしてまいりました。行政が公にお客様にアルコールを飲ませるわけですから、警察との協議は十分していましたが、有事のときの私の覚悟は職員と下庄小学校の校長先生には伝えていました。だから、校長先生が学校で酒を飲むということ、大々的にイベントで飲むということを許可されたかどうかは分かりませんが、許可が出た。職員は私についてくれたと今感謝をしております。逃げないことは大切だと思います。

昨日、弁護士に車検切れのことについて話を聞いてきました。今回の車検切れについて、安全運転管理者の責任はどうでしょうかとか聞きましたけれども、ちょっと明確な答えは返ってきておりません。ただ、車検切れの防止対策が行われていない中での事件、全てが担

当者の責任ですかと、うーんというような感じで、そんな長い時間ではなかったですから。ちょっと私がそこで考えたことは、車検切れの責任は担当課長の範囲内ですね。では、車検切れの車を職員に運転させた責任は誰になるか、ちょっと素朴な質問ですけれども、お答えください。

もう一回言いましょうか。車検切れの責任は担当課の範囲ですね。では車検切れの車を職員に運転させた責任、車検切れの車を車庫に入れとった場合は、まだ誰も乗っていない、だから、担当課長の責任。だが、それを運転させた場合、職員が運転した場合の責任は誰になるんですか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今の御質問にお答えいたします。

車検切れの車を運転させた、誰の責任かということですが、今回、結果論的な部分にはなってしまうけれども、車検切れである車ということは想定しておりませんでした。ですので、通常車検は行われておるという中での車の運行でございます。これが逆に車検切れが分かるとして、分かった上で運行させるということであるならば、それはトップの責任だと私は思いますが、今回の分はそういった車検切れはあっていないと、車検はきちんと行っているという下での運行でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

ちょっとよく分からなかった、聞こえなかった点もありますけれども。

車検切れ、それは誰も気づいていないですよ、公用車の車検が切れているなんて思ってもいないでしょう、皆さん。その管理監督ができていなかった車を運転した、管理監督ができていなかった車検切れの車を職員が運転した。誰かが悪いんでしょうから、それは誰も故意にはやらないですよ。ですから、誰になるんですか、ちょっと私もそこが判断ができないのでお尋ねしておる次第です。誰かがいるわけですよ、しちゃでけんことをやったんだから、本人なのか、課長なのか、安全運転管理者なのか、そこら辺が私は分からないんですよ。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、御質問いただいている内容につきましては、懲戒審査委員会の中の対象にはなっておりません。運行した職員の処分についてとかの分は委員会の協議事項に入っておりません。ただ、これは道路交通関係の法律にあるものですから、警察のほうに委ねているところがございます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

その答えはなかったんですね。無車検の車を運転した行為は本人が悪かったのか、課長の責任なのか、安全運転管理者の責任なのか、誰ですかという質問なんですが。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

先ほど申しましたように、この分は懲戒審査委員会の中の審査の中には該当していません。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは車検切れの車で運行するということは法律的には違反しているものですから、その分につきましては、警察のほうに相談をして、警察のほうからは事情聴取等があるところがございます。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

答えが出てこないんですが、後でもいいですから、今の私の質疑に対する答えを出してもらっていいですか。

何度も言いますが、車検切れを起こしたのは担当課の責任の範囲、それを職員に運転させたのは、職員が運転したのは、だから、本人が悪かったのか、安全運転管理者なのか、審査委員会じゃないけれど、誰なのかということ、誰かがいらっしゃる、本人が悪かった、だから、本人が悪かったと言えば、本人と言っただけならば、無車検を運転したんだから、誰

が、そこら辺は後ででもいいですよ、調べていただいて、私の質問分かりませんか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、じゃ、処分といいましようかね、対象というのは、それは法に抵触したやっぱり個人、運転した職員を事情聴取しておるというところでございます。（「ああ、そういう意味ですか」と呼ぶ者あり）はい。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

では、全て運転した個人が悪いと、違いますか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今、警察のほうに相談をしていると、警察のほうで事情聴取されておるということでございますので、それこそ、これ以上のことは警察の範囲内のことでございますので、私のほうからどうこう述べる筋合いではありません。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

私の持っている答えが出てこないんですよ。警察の事情聴取を受けたのは無車検の車を運転した本人、だから、無車検の車を運転した本人が悪い、そのほかには悪い人はいなかったという解釈でいいんですかね。無車検の運転をした、もちろん本人は悪いですよ、と思います。ただ、無車検の公用車をそこに置いとった、これはだから、何度も言いますが、担当課長の範囲かなと。ただ、それを職員に運転させた、職員が運転したのはどこに責任があるのかなということですよ。本当に私も分からないんですよ、そこら辺は。だから、後でいろんな警察とか弁護士さんに聞いて調べていただいてもいいですよと。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。（「議長、傍聴席にちょっと」と呼ぶ者あり）すみません、ちょっと会議

中でございます。傍聴の方は後ろに書いてある注意事項を遵守していただきたいと思います。
よろしく申し上げます。

○総務部長（西山俊英君）

その分につきましては、後ほどまたお話をさせていただきます。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

事項2に行きます。何重ものチェック機能はよく分かりました。それから、車に乗る前の
仕業点検もされるということを聞いておりますが、確かに法令でそう定められておるので理
解はいたします。

しかしながら、小さな市町村では仕事が細分化できずに1人で幾つも仕事を担当している
現状がある中で、それに服務規律、対面研修や個人面談、いろんなことが新しく出されてお
りますけれども、効率のよい仕業点検とか、無駄な作業が増えないような工夫がしていただ
ければ職員も助かるかなと思います。いかがでしょうか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

おっしゃるように、そういった工夫できる分は極力やっていきたいというふうに思ってお
ります。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

では、事項3に参ります。

今回の処分については、疑問があり納得がいかない部分が多々あります。自分を自分で裁
くにしても身内を裁くにしても難しい問題であると思います。

また、みやま市職員懲戒審査委員会の処分の決定は職員の将来を左右する可能性もありま
す。ですから、外部の人材を導入して、より透明性のある的確な処分を行う責任があると思
います。

そこで、行政に詳しい有識者を数名入れて諮問されることを提案しました。それをケー

ス・バイ・ケースでやってみようという答えをいただきました。今後の処分についてはより公正で平等な処分が行われることを願っています。

1つ苦言を言わせてください。近年公務員を志望する方が減っていると報道等で聞いています。また、近隣市町村では応募、採用者数に対し採用者数を確保できず、欠員の状況になっている市町村もあるようです。このような中、みやま市では担当者が事務ミスをした場合、担当職員に対し厳罰を与える、みやま市役所ではミスった担当者が一番悪いんだというイメージが広がってしまうことを懸念しています。

人材確保が難しくなっている状況の中で、人材の流出につながらないか、もちろん、公務労働者ですから、市民の信頼を得られるような努力と責任ある行動が必要であることは十分理解しています。そのことはさっき市長もおっしゃいました。

しかし、いい人材を確保し育てていくことも将来のみやま市にとって非常に大切であると考えます。まずは市民の信頼回復に努めるとともに、よりよい組織づくりを進めていただくことをお願いします。

最後に一言、繰り返しになりますが、私の常識では、担当した職員が一番重い処分を受けることは考えられません。それがここ最近の処罰を見れば担当職員が厳罰される傾向にあります。このような処分が続けば職員の気持ちが萎縮してしまい、自発的な発想や行動は行わない職員が増えます。よく考えてください。

終わります。（発言する者あり）

○副議長（前原武美君）

求めますか、古賀議員。言いたいですか、じゃ、西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

答弁をさせていただきます。

やはりミスにも幾つか種類があります。防ぎようがあるミス、また職員が自らチャレンジして今までにない事業を展開しようと思った中で、やはりどうしてもそれがうまくいかなかったときのミス、種類は幾つかあるかと思いますが、今回のミスはやはり防ぎようがあったミスじゃなかったかというふうに思います。

私は総務部の部長ですから、今回の自己責任、当然私にも責任はあります。ここにも、市長が当初答弁いたしました、予算の執行管理や二重チェックや副任制は年度当初全職員に指示をいたしました。内部統制が取れていない、その責任は私にあります。また、職員が上司

の職務上の命令に従うという法的なコンプライアンス、そこら辺の高まりはまだ必要だというふうに認識しております。

議員のおっしゃっていることと私はあまり変わらないんですよ。風通しのよい職場、安心して仕事ができる職場づくりを一番に考えています。それはやっぱり何か不測の事態があったときにはきちっと自分のことを考えてやっていただけるトップが、心理的安全性ということで今言葉がありますけれども、そういったものは本当に必要なんですよ。それをやはり上層部は考えていることだけは理解していただきたいと思います。

なおかつ、今回の、これは言い訳になるかもしれませんが、職員は失念したといっても、失念しようと思ってしたわけではないんです。何がしか仕事が、その背景が何やったのかというのは、上司もやっぱりそこは考えてあげなくちゃいけないところだろうと思います。失念という言葉だけで非難しちゃうかんところもあると思います。

職場の環境、業務の多寡、そういったものは把握しながらやっていきたいというふうに思っております。

別に処分は処分として、その中身について私がどうこう、もう委員会が決定したわけですから、申し上げるつもりはございませんけれども、今回の案件につきましては、部長としてもきちっと責任を持って反省すべき点はありますから、そこは信頼回復に努めてまいりたいと思います。

また、議員さんおっしゃった、俺がおるから俺に任せて仕事をせいち、失敗したときは俺がカバーするというふうな経験はやっぱり誰にも職員はあると思います。それはミスの種類からいうと、先ほど申しました挑戦的なことをする職員に対して、それがどっちに転ぶか分からんと、そういうときはやっぱり上司が俺に任せろと言うんですよね。失敗したら、その責任は上司がかばうというふうな経験は私にもありました。そういうふうな上司の姿というものは、今後もみやま市の職員、上司、見せてくれるものと思っております。

この事案が職員の処分だけに特化して、それが担当職員だけがこういう目に遭う、そういう組織であるというふうなことでは決してございませんので、その御理解だけはよろしくお願いします。

○副議長（前原武美君）

8番古賀義教君。

○8番（古賀義教君）

もちろん、西山部長は、それは職員のトップと思います。部長だけが悪いわけではないと思います。みやま市が、これはお互い、みやま市が前に進むように、議員ももちろん協力せにゃいかんと思います、職場づくり、職員の育成についてはですね。やはり執行部と議会とみんなが一緒になって安心して、今言われた職場、思い切った仕事ができる職場、そういう環境を、これは時間がかかるとは思います、つくり上げていかないことにはみやま市が前には転ばないので、みやまのためにみんなで頑張っていければという気持ちですので、今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

○副議長（前原武美君）

お疲れさまでした。

続きまして、6番奥藺由美子君、一般質問をしてください。

○6番（奥藺由美子君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。議席番号6番、公明党奥藺由美子です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、誰一人取り残されない学びを保障する不登校対策をとの主題で質問させていただきます。

文部科学省の調査では、2021年度の不登校の小中高生は約30万人で過去最多となりました。特に小・中学生は約24.5万人に上り、このうち約4.6万人は学校内外での相談支援などを受けられておらず、不登校が長期化しています。子供が不登校になる理由は様々で、特定は難しいものの、近年の増加の背景について、文部科学省はコロナ禍での生活環境の変化や学校生活の制限が交遊関係などに影響したことで登校意欲が湧きにくくなった点を指摘しています。

こうした状況を踏まえ、令和5年3月に文部科学省は不登校の総合対策、COCOLOプランを策定しました。

そこで、誰一人一人置き去りにされない教育の実現に向け2点お尋ねします。

具体的事項1、不登校の子供たちの現状についてお尋ねいたします。

令和3年度決算の成果説明書では、適応指導教室「さくら」の入級者12人、不登校解消者9人ですが、令和4年度と令和5年度現在の入級者数と不登校解消者数をお尋ねします。

また、みやま市の不登校者数が増えているのか、近隣市の適応指導教室の状況も含めた不登校対策を把握されているのか、全く学校に行けない児童・生徒に対して、市はどのような

支援を行っているのか、お尋ねします。

具体的事項2、今後の不登校対策についてお尋ねいたします。

COCOLOプランでは、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、様々な対策を打ち出しています。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、一人一人に応じた多様な支援が重要です。

先進事例として、インターネット上の仮想空間、メタバースで不登校の児童・生徒に学習支援や心のケアを行っている自治体は全国にございますが、一例として、宇都宮市では本年度からデジタル適応支援教室、通称「U@りんくす」を開設し、ICT支援員やスクールカウンセラーを含む職員5人で対応しています。不登校の児童・生徒がアバター、分身キャラクターを介し、社会とのつながりを確保できるようオンラインでの学習支援や相談、体験活動など多彩なプログラムを用意しています。

また、「U@りんくす」の利用が学校長の判断で、学習指導要領上の出席扱いになるよう児童・生徒の活動状況を学校の管理職や学級担任と常時共有しています。

みやま市でも1人1台配付されているタブレット端末をもっと活用した多様な学びの機会確保に取り組んではとありますが、市の見解をお尋ねします。

以上、2点について御答弁をお願いいたします。

○副議長（前原武美君）

教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。奥蔭議員の誰一人取り残されない学びを保障する不登校対策をとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の不登校の子供たちの現状についてでございますが、適応指導教室「さくら」では、一人一人の学力に応じた学習支援、調理実習、工作活動、体育館での運動、教室外での体験活動などを行っています。「さくら」の令和4年度の入級者数は14人、不登校解消者は4人です。令和5年度現在は、入級者が14人、不登校解消者はゼロ人でございます。

本市の不登校者数につきましては、増加傾向にあり、特にコロナ禍以降に増加が顕著になっています。なお、全国におきましても、同様の状況となっています。

近隣市の状況につきましては、年に数回開催されます関係者の連絡会で、取組の情報共有を行っております。

全く学校に行けない児童に対する支援につきましては、学校と連携しながら対象児童・生徒の課題や状況を確実に把握した上で、スクールソーシャルワーカーによる教育相談や、学校・教育委員会と福祉・児童関係機関とでケース会議を行うなど、連携して児童・生徒や保護者の支援に当たっています。

次に、2点目の今後の不登校対策についてでございますが、様々な理由で不登校となっている児童・生徒に対しては、一人一人に応じた支援が必要であります。

文部科学省のCOCOLOプランでは、不登校児童・生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備や、不登校児童・生徒の保護者への支援、早期発見・早期支援のための福祉部局と教育委員会との連携など、取組の推進に努めることが求められており、オンライン指導など1人1台端末を活用した取組が盛り込まれています。

本市におきましても、端末のオンライン機能を使い、担任や養護教諭が、健康観察や教育相談を行ったり、学習内容のやり取りを行ったり、学習の手段として、教科書のQRコンテンツやNHKの学校向けコンテンツを活用するなど、1人1台端末を活用した取組を行っています。

「さくら」でも、端末とテキストの両方を活用しながら、子供たちが教材を選んで自分のペースで学習を進めることができるようにしております。

他市においては、メタバース、いわゆる仮想空間を使い、不登校の子供が顔を出さずにアバターと呼ばれる自分の分身を介した学習や、スクールカウンセラーによる心のケアなどを行っている自治体もございます。

学びの機会の保障や、心とつながりの支援は大変重要なことだと認識しております。

COCOLOプランも踏まえ、1人1台端末のさらなる活用について研究するなど、不登校対策の一層の推進に努めてまいります。

○副議長（前原武美君）

6番奥蘭由美子君。

○6番（奥蘭由美子君）

では、具体的事項ごとに、また再度詳しく質問させていただきます。

まず、適応指導教室「さくら」についてでございますが、答弁書では、令和4年度の入級者が14人、不登校解消者が4人、令和5年度の現在が入級者が同じ14人、不登校解消者が現在のところゼロということでございます。

答弁書では、非常に多彩な活動を行っているように答弁書上では書いてあるんですが、ちょっと私も実際、適応指導教室「さくら」の現状を見に行かせていただきました。まず教室に通うための交通手段でございますが、現在保護者による送迎、また、コミュニティバスを利用しての登校が主になっているということでございますが、保護者の方が仕事で送迎できなかつたり、またコミュニティバスはちょうどいい時間がなかつたり、また、場所は山川ですので、高田、瀬高とか遠いところからだとなかなかコミュニティバスでは通学ができないなど、非常に通いづらい現状があるということ、そういう問題点があるということでお聞きしております。

せっかく子供さんが家から一歩出て、「さくら」に通ってみようかなという前向きな気持ちになっても、いざ、どうやって通うのかなとなったときに、なかなかハードルが高い部分もあるということで、自転車で不登校の子供さんがどこまででも通ってきてくれば一番いいんでしょうが、そういった交通手段の確保という問題が一つあるのではないかと思います。

市として今後、これについての対策は何か考えられておられるのか、お尋ねします。

○副議長（前原武美君）

末吉学校教育課長どうぞ。

○学校教育課長（末吉 建君）

私のほうからお答えさせていただきます。

「さくら」に通う交通手段ということでのお尋ねでございます。奥菌議員さんおっしゃいますように、現在「さくら」のほうに通ってきている児童・生徒でございますけれども、基本的には保護者の方の送迎により来ていただくと、これが入級の条件とさせていただいているところですが、そうしたことがかなわないという場合もあると承知しております。

ほかの手段といたしましては、コミュニティバスの活用、あるいは自転車で通っていただくといったところにしておることでございます。

コミュニティバスにつきましては、御指摘のように、運行時間ですとか、あるいはルートの問題もあって、あまり思った時間に登校できないとか、そういった問題もあるというふうには承知しております。

繰り返しになりますけれども、基本的に保護者の送迎を前提とした制度設計としておりますが、通学方法については通えないということになると、これはもうちょっといかがかと思う分もございますので、今後は当事者の方、それとまた、保護者の方と協議しながら検討、

対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

6番奥藺由美子君。

○6番（奥藺由美子君）

当時者、保護者の方と相談しながら検討していくということで御答弁いただきましたので、それはぜひ検討していただいて、せっかく少し前向きになった子供さんがそこでくじけてしまわないように、しっかりとサポートしていただきたいと思います。

次に、せっかく通う気になって、交通手段も確保できたとなった場合ですが、今現状、入級者の数が14人ということで、毎日14人来られているわけじゃなくて、それぞれの子供さんの状況によってその日の登校状況はもちろん変わってくるわけですが、「さくら」の現状の教室が、もう10人も入ったら1階の教室がいっぱいということで、2階に一応別室の教室もあるんですが、窓がなくてすごく圧迫感があって、子供たちもなかなかその2階には行きたがらないというお話も聞いております。

やはり私自身もちょっと手狭じゃないかなと、特に先ほど言いましたように、交通手段が確保できたら、今14人からもっと通ってくださる子供さんたちが増える可能性は十分あります。交通手段の確保と併せて、場所についても検討が必要じゃないかと思います。その辺りについてのお考えをお願いいたします。

○副議長（前原武美君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

「さくら」の教室が手狭ではないかというふうな御質問でございます。

「さくら」の教室ですけれども、山川支所の別館の1階にございますが、10人を超えるとなかなかちょっと狭いというふうなお話も承知しております。

現在、少し中の不要なものとかを整理しまして、15人程度は入れるように、物の移動とかで対応しているところです。

それから、2階の教室もというお話も奥藺議員さんのほうからございましたけれども、状況に応じまして、別室の2階ですとか、あるいは、これは休憩室と兼用になっているものですから、1階にも部屋がもう一つございまして、そこが空いているときに調整して使うよう

な形になりますけれども、別に2部屋ございます。こうしたところも活用しながら、今対応をさせていただいているところでございます。

そして、現在の「さくら」の立地といいますか、場所が山川支所、教育委員会にございますので、教育委員会の指導室等とも連携を取りやすうございます。それからまた、図書館や、運動するときも山川市民センターのほうに近くまで行けたりといった、そういった立地的に大変いい状況でもございますので、現状の「さくら」の教室を少し物を片づけて今対応しているところでございます。

ただ、今後、増加傾向にあります不登校児童・生徒さんの状況を見ながら、その状況を注視しながら教室についても考えていくときが来るのかもしれませんが、現状は整理等で対応しているといったところでございます。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

6番奥藺由美子君。

○6番（奥藺由美子君）

場所、立地にも、教育委員会、また図書館とか、運動するときの体育館がすぐそばにあるという立地は確かに私もいいなと思います。現状もいろいろな不要なものとかも処分して15人ぐらいは入れるようにしていただいたり、既にいろいろ対応はしていただいているようでございます。

現状も見ながら、全国的に不登校は増えている傾向が続いております。これがいきなり減るといのはなかなか考えづらい状況でございますので、今後通ってくださる子供さんたちが増えるようでしたら、ぜひ増える前に、増えた場合の対応をどうしていくかという検討は早くから始めていただければと思います。

実際教室が足りなくなって、慌ててどうしようということでは間に合わないかと思っておりますので、その辺りはしっかり、御答弁でも今後の状況を見ながらということで御答弁いただきましたが、これは早急に対応をお願いしたいと思います。

あと、「さくら」については以上で、次に、近隣市の状況を把握されているかというところでございますが、年に数回開催される関係者の連絡会で取組の情報共有を行ってあるということでございます。

これは9月2日付の有明新報にも掲載されておりましたが、お隣の大牟田市ですね、来年

の4月に夜間中学を開設し、今後、不登校特例校の指定を受けるための手続を進める方針ということで新聞のほうで記者発表もあっております。

大牟田市でも不登校の生徒さんは増加傾向ということで、2021年度の人口1,000人当たりの不登校生徒数が全国平均50人であるのに対し96人と、ほぼ2倍ということで、多くの人に多様な学びの場を提供するための取組を進めてあるということで新聞報道でも載っております。

もともと大牟田市さんは結構教育には熱心に取り組んでいらっしゃる。もちろん所管ですので、その辺りはしっかり把握はされているとは思いますが、みやま市でも現状、近隣のそういった状況は把握されているとは思いますが、みやま市として、そういった不登校の子供さんを中心とした取組についてどのような形で行っているのか、お尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

近隣市、特に大牟田市さんの状況と、それから、みやま市の取組ということでございます。

議員おっしゃいますように、大牟田市のほうでは不登校の生徒も受け入れる夜間中学校の開設を目指しているというふうに伺ってございます。いわゆる不登校特例校、今、学びの多様化学校と申しますけれども——の指定も申請する方針ということでございます。

この不登校特例校におきましては、教育課程の基準によらずに、特別の教育課程を編成することができる、そういった利点があるというのは御承知のとおりでございます。

本市におきましてでございますけれども、不登校者数等の状況も少し大牟田市さんとは違うこともございます。大牟田市さんのような取組までは、夜間中学校の分とか、そこまでは今検討していないところですが、誰一人取り残されない学びの保障、COCOLOプランで言われるように、これが一番大切だと思っておりますので、こうしたプランを踏まえて不登校対策の取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

教育長の答弁の中でもございましたけれども、「さくら」不登校対策を踏まえまして、関係機関が連携いたしまして対応に当たっておるところでございます。

しっかりとした不登校対策の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

6 番奥蘭由美子君。

○6 番（奥蘭由美子君）

今、関係機関とも連携して対策をしっかりと取っていくというところで、不登校者数につきましては、大牟田市さんとは人口も、置かれた状況も違いますので、単純に比較はできないかとは思いますが、やはりみやま市でも増えている現状があるということで、御答弁の中でもございました。正直、適応指導教室「さくら」だけじゃなく、もちろん様々な支援の手段を用意する必要があるかと思うんですが、適応指導教室「さくら」の状況を見て、あら、これは本当に不登校対策に力を入れていらっしゃるのかなと感じる部分もございましたので、あえて言わせていただきます。

先ほど「さくら」をずっと例に挙げておりますが、答弁書では非常に活発に活動されているような答弁にはなっておりますが、現状なかなか、お子さんの状況もありますので、一概に活発に活動しているからいい、じゃないから悪いということではないと思います。

次の具体的事項2の不登校対策についても、ちょっと関連はしてまいりますが、多様な学びの場の提供ということで、私はメタバースを取り上げさせていただきました。メタバースというと、みやま市で本年、幸若舞をメタバース上でライブ配信する実証実験が行われました。私も正直全然詳しくないので、分からないなりに何とか参加したりとかもしました。福岡県でも、御存じかと思うんですが、メタバースを活用して孤独感や生きづらさを抱える人を対象とした、「おいでよ きもちかたりあう広場」の開設や、就労支援事業などもメタバースを使って展開されていらっしゃいます。実際の自分の姿よりアバターを用いたコミュニケーションのほうが精神的ハードルが下がる傾向にあり、居場所づくりとして福岡県のほうでも積極的に活用をされているところです。

メタバースをずっと今言っておりますが、メタバースを導入するのが目的ではなく、せっかく今1人1台タブレット端末がございますので、これをもっと活用していただきたいという思いで言っております。

ここの答弁書では、端末を非常に活用しているような書き方がされております。端末のオンライン機能を使い、担任や養護教諭が、健康観察や教育相談を行ったり、学習内容のやり取りを行ったり、学習の手段として、教科書のQRコンテンツやNHKの学校向けコンテンツを活用するなど、1人1台端末を活用した取組を行っていますということで答弁がございました。

実際に今使っていただいているんだらうとは思いますが、ただ、答弁を見ると、何かもう非常に活発に活用されているような取り方なんです、実際の学校の現場ではなかなかそうはいかないのが現状じゃないかと思います。その辺りについて教育委員会としてどのようにお考えなのか、改めてお尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

1人1台端末の活用というところでございますが、メタバース等につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、幸若舞等の先行事例もございますので、今後はさらに教育委員会でもそこら辺を研究させていただきたいと。もちろん、情報担当部局と緊密な連携が必要じゃないかなというふうに考えております。

それから、不登校の子供たちへの1人1台端末の活用につきましては、先ほど答弁書に書いておりますけど、実際やっておりますので、そこら辺は信じていただければというふうに思っています。

特に健康観察、学級担任とか、あるいは養護教諭が不登校の子供たちとつながりまして、オンラインでやっておりますし、宿題等も提示をして、タブレット端末を通して宿題を子供たちがやって、それをまた学級担任に返していくと、そして、担任はそれを点検するというようなことも実際やっております。

今後は、究極はオンライン授業かなというふうに思いますけど、なかなか双方向のオンライン授業につきましては多少時間を要するところがあるんじゃないかなと。今は例えばそこで保存したものを配信するという形はできるかなということですが、本当に文部科学省をはじめ、福岡県の教育センター、そして、いろんな教育に関する部局から教材集等がかなりたくさん端末を利用してのコンテンツが配信されておりますので、そういったところの活用もさらに進めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（前原武美君）

6番奥蘭由美子君。

○6番（奥蘭由美子君）

待鳥教育長のほうから信じてくださいということで御答弁がございました。信じておりま

すが、その現場の先生が非常に大変というのは重々承知しております。実際採用に関しましても、35人学級が実現できなかったクラスもございますので、先生だけに負担を強いるものではもちろんございませんが、そうですね、COCOLOプランでもタブレット端末を活用した健康観察ということが出ておりましたが、実際そこが担任や養護教諭、LINE含めてしっかりやっているということでございますので、しっかりやっている部分はそのまま継続していただきまして、先ほど究極オンライン授業かなというお話でございました。実際、オンライン授業を私もぜひ実現、特に双方向でのやり取りができるオンライン授業が最終的に実現できたら私も非常にいろんな学びの場の提供につながるんじゃないかなと思います。

とりあえずは、先ほどおっしゃったように、保存したものを配信する、国や県からいっぱいコンテンツが来ているということですので、一方的な、こちらからの配信だけでも活用していただくのはありがたいことかとは思いますが、今後ぜひ、何回も繰り返しますが、せっかくタブレット端末がありますので、十二分に活用していただいて、子供たちの様々な学びの保障につなげていただきたいと思います。

今回、不登校の児童・生徒さんへの支援のあり方というのが最終的に学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する、最終的に社会でしっかりと自立していただくことが目標となります。単に学校に来たからいいではないと思います。そのためにも、個々の子供さんに応じた多様で適切な支援が不可欠です。もちろん、皆さんよく分かっていただいておりますので、改めて言うことではないかもしれませんが、様々な選択肢から選べる環境づくりというのは非常に大事かと思えます。

今後の支援の充実に向けて、先ほどもありましたが、関係機関と連携して取り組んでいくということで御答弁がありました。

メタバースも教育委員会だけではなかなか、イベント的にもし取り入れられるとしても、教育委員会だけではなかなか実現が難しい部分もあるかと思えます。この関係機関と連携して取り組むという部分について、教育者でもありました松嶋市長に、この不登校児童・生徒さんの対策についてのお考えを改めてお尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

奥菌議員の御質問にお答えしますが、文部科学省がこのようなCOCOLOプランというのを出しております。この中には、いろんなコンテンツを活用し、また、学校としてどういう取組ができるかというのを非常に詳しく書いてあります。この部分も含めてしっかり本市の教育行政の中に活用させていただきたいと思っておりますし、私も学校に長年勤めておまして、不登校の生徒さん多数お預かりして、対応もしてまいりました。本当に対応はその子その子によって違います。学校教育の中でやはり不登校対策という部分については、不登校というよりも、その子が自立して社会に適応できるコミュニケーション能力をつくるということが大事なんです。

ですから、そういう意味でいうと、先ほども申された部分、タブレット端末を活用して、それはある面知識的な部分というのはとても大切なことだと思います。それを大切にしながらも、実は担任の先生なり、学校の友達なり、また養護の先生方と、本当に先生方、学校とつながるといことも大事だと思っておりますので、そのことも含めて教育委員会はしっかり今後とも取り組んでまいりたいと思っておりますので、その辺のところを御理解いただき、また、いろんな情報も入れていただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（前原武美君）

6番奥菌由美子君。

○6番（奥菌由美子君）

市長もおっしゃったとおり、最終的な目標、児童・生徒さんが社会に出て対人、コミュニケーションも取れるようにしっかりサポートしていくのが大事ということでおっしゃっていただきました。本当に大切な大切な宝物であります子供さんたちですね、全ての子供たちが社会において自立できる基礎を養い、また、豊かな人生を送ることができるようになることを願って、本日の私の一般質問を終了いたします。今後とも対策につきましてぜひ進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（前原武美君）

お疲れさんでした。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分に再開します。

午前10時52分 休憩

午前11時05分 再開

○副議長（前原武美君）

それでは、再開をいたします。

一般質問に入っていきます。13番中尾眞智子君、一般質問をお願いします。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、皆様こんにちは。一般質問させていただきます。

私の一般質問は、バイオマスセンター研修施設の指定管理制度導入についてでございます。

みやま市の生ごみ資源化については、2011年の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故をきっかけに、再生可能エネルギー導入の調査の結果、導入効果が高い生ごみ、し尿、汚染系メタン発酵発電を利用した資源循環プロジェクトに取り組むことになりました。メタンガス発酵施設導入に当たっては、みやま市バイオマス産業都市構想を策定し、廃校になった旧南部小学校跡地に生ごみを資源化する発酵施設並びに研修室や、人が集まるにぎわいの拠点となる場所を建設することとなり、現在に至っております。この生ごみの資源化という取組は全国でも数少ない先進的な取組でございます。みやま市の資源循環のまちづくりは環境に関する非常に意識の高い取組であり、この資源循環のまちづくりに取り組んでいるみやま市を私は誇りに思っております。

その陰には何といたっても2006年からメタン発酵施設を稼働している大木町があったからだとも思っております。先進地、大木町には生ごみ収集や液肥散布のモデル事業時など、大変お世話をいただきました。また、取組のやり方も教えをいただき、先進地のすばらしい取組を手本としてきたからこそ、ここまで進んできたものと大木町に対しては敬意を表しております。

そこで、大木町の取組について申し上げます。

大木町は生ごみ資源化に取り組んで18年以上になるそうですが、やはり住民の意欲、意識が薄れてきたため、ごみの分別化が以前に比べると悪化してきているようです。近い将来、みやま市においても同じようなことが懸念されます。実際に生ごみ資源化の先進地であった熊本のあるまちでは、市民の分別が悪化してきたことを理由に生ごみは焼却処理されるようになったそうです。ごみは全て焼却処理してしまえば短期的で効率的かもしれませんが、その行為は環境悪化の一因とも言えるものです。

そこで、大木町では住民の意欲、意識向上のためと住民教育、小・中学生の環境教育に力を入れられております。（資料を示す）このように町では町民教育、それから、これは住民

ガイドの教育のときのですが、ごみの対策に対してこういう事業をしてあります。住民を育成して住民ガイドとしてバイオマスセンターの視察対応も行っております。

一昨年、みやま市は全国の自治体で初となるワンヘルス推進宣言も表明しております。また、ルフランは福岡県のワンヘルス啓発施設として、福岡県内では4例目として県から認定されました。ゼロカーボンシティとして資源循環型のまちづくりを目指し、みやま市資源循環のまち宣言も表明していることから、資源循環やワンヘルスの理念を積極的に推進するため、重要な発信拠点とならなければなりません。

現在、バイオマスセンター研修施設の業務については、本年度より公募型プロポーザルにおいて選定された業者によって業務委託されておりますが、積極的な発信業務、例えば、住民ガイドの育成や環境教育などしていただくとありがたいなと思っております。

今後はワンヘルスの啓発なども含めてぜひ取り組んでいただけるものと思っております。

業務委託をして民間活力の活用に取り組むのであれば指定管理制度を積極的にまた導入し、市民目線で行う行政サービスの向上と効率化及び行政コストの削減、発信業務の強化などの効果を上げるべきではないでしょうか。

そこで、具体的事項1として、住民目線で行う住民ガイドの育成をということで、大木町では住民を育成して有償ボランティアで視察対応をしておられます。8月30日、大木町「くるるん」で開催された住民ガイド育成講座に私も参加しましたが、住民の皆さんがガイドとして発信するために町の政策を真剣に学んでおられました。また、2019年からガイドを務めておられる先輩ガイドの皆さんが新人ガイドの皆さんへアドバイスもされ、住民目線のガイド育成も充実していました。みやま市も住民ガイド育成や環境教育をすべきではないか、どうされるのかということで質問を出しております。

具体的事項2として、教育委員会・学校と連携した取組をということで、大木町では教育委員会、学校と連携した環境教育も取り組まれており、しかも、目に見えない成果をしっかりと残しておられます。大木町の4年生全員が取り組む4年生ごみゼロチャレンジや、大木中学校の生徒たちのグループが町のあちこちを訪問し、インタビューをして町の取組を学び、問題解決に向け執行部に提案、実施する授業などを行い、ごみゼロや削減に向けて素晴らしい実績を上げています。

みやま市のごみゼロに向けての子供たちへの教育はどうなっているのか、お尋ねいたします。

具体的事項3として、指定管理者制度導入、これは民間活力の活用も含めてルフランの現在の業務委託では事務事業が中心のようでごさいます、市内外への発信にはつながっていないようにも見えます。そこで、より自由な活動、教育、高度な発信業務を指定管理、または民間活力の活用を用いて推進していくことについて市長の考えをお聞きしたいと通告しておりました。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、中尾議員のバイオマスセンター研修施設の指定管理制度導入についての御質問につきまして、1点目、3点目に関する内容について私のほうから御回答させていただきます。

まず、1点目の住民目線で行う住民ガイドの育成をとのことでございますが、バイオマスセンター視察につきましては、市内外から多数の申込みがあり、昨年度は844名の視察者を受け入れております。現在、これらの視察対応については市職員で行っているところでございます。

このような中、本年度より第2次みやま市地球温暖化対策実行計画に基づく市民の環境意識の向上を図るため、地域のリーダーとして環境に関する様々な活動を行うゼロカーボンマイスターの育成に着手いたしました。年内にはゼロカーボンマイスターの認定に向け、ゼロカーボンマイスター講座を実施することといたしております。これに先駆け、本年8月には、市内の小学生を対象に、未来の本市の環境を守る人材を育成するジュニア・ゼロカーボンマイスター認定講座を開催し、受講した約20名をジュニア・ゼロカーボンマイスターに認定いたしました。将来は、このゼロカーボンマイスター活動の一つとして、バイオマスセンターの視察対応を担っていただくことも視野に入れ、マイスターを増やしていきたいと考えております。

地球温暖化問題を考え、ごみ分別や再生可能エネルギーの導入など、資源循環に対する高い意識を持った市民を育成することは、本市が掲げるゼロカーボンシティみやまの実現に欠かせないことと考えておりますので、今後も人材育成を積極的に推進してまいります。

次に、3点目の指定管理者制度導入についてでございますが、現在、バイオマスセンター工場棟については、平成30年12月の稼働以降、民間事業者へ業務委託を行っているところで

ございます。

また、バイオマスセンター研修施設の業務につきましては、昨年度までは市職員が行っていましたが、本年度からは民間事業者へ委託して、施設管理・運営を行っております。

指定管理者制度の導入につきましては、これまで行政サービスの向上、効率化や、行政コスト削減等の観点から、導入に向けて検討を行っているところです。バイオマスセンターは、工場棟と研修施設で構成しておりますが、市民や視察者が環境を学び、資源循環の意識を向上させる場としては、一体的な指定管理者制度の導入が効果的であり、その中で市内外への情報発信等を積極的に行うよう考えているところです。

今後も引き続き、指定管理者制度の導入に向け課題を整理しながら、さらなる検討を進めてまいります。

2問目につきましては、教育長がお答えいたします。

○副議長（前原武美君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

続きまして、2点目の教育委員会・学校と連携した取組をとのことでございますが、こちらは私のほうから御回答させていただきます。

本市の小学校におきましても、ごみ削減の教育を全小・中学校で行っております。

まず、小学校のほうでは、4年生の社会科の学習においてごみの削減や資源化について学びます。その際、環境衛生課と市内小学校の教員が編集したみやま市のごみへの取組に関する冊子を活用しており、環境衛生課職員をゲストティーチャーに迎えた授業も行っています。ルフランなどでごみ処理施設の見学も実施し、食品ロスの削減など、自分たちにできる取組を家庭と連携して行っております。

次に、5年生では、社会科などの授業の中でみやま市の資源循環について学習し、6年生においては、家庭科の授業で環境に配慮した生活や消費と環境問題について学びます。

また、中学校では、技術・家庭科の授業で持続可能な社会実現に向けた社会全体での取組について学習します。こうした授業の中でも環境衛生課職員をゲストティーチャーに迎えるなど、環境衛生課と連携した教育を行っております。

さらに、教科だけではなく、総合的な学習の時間や学校行事を通して環境について学ぶ機会を設け、各学校で創意工夫しながら取り組んでおります。例といたしましては、地域のご

みをなくすため、地域の方たちにも協力を呼びかけながら、公園や公民館などの清掃活動を行ったり、ごみ削減のポスターやパンフレットを作成し、公民館や店舗に掲示することで地域にごみをなくす呼びかけをするといった活動を行っております。

また、小・中学校で学校給食の牛乳パックを洗い、リサイクルに取り組んでおります。引き続き、環境衛生課と教育委員会、学校が連携し、子供たちへの環境教育に努めてまいります。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ただいま答弁をいただきまして、先ほども申しましたけれども、私は8月30日に大木町の住民ガイド育成講座に参加してまいりました。住民ガイドの育成をということで、答弁書にはゼロカーボンマイスターの育成をして、その方たちを住民ガイドに教育していくという答弁がございますが、まず、私の思うところから言わせていただきます。

この住民ガイド講座というのは、何よりも住民自身のこれまでのごみ対応への振り返り、それから、ごみ削減へのますますの意欲の向上につながる事業であり、とっても重要な取組であると考えております。住民の皆さんがガイドとして自分の町の取組を発信するために町の政策を一生懸命に学んでおられる、その姿というのは本当に感動するぐらいでございました。

また、2019年からガイドをしておられる先輩ガイドさんたちが、自分たちがやっている住民目線で伝えること、それから、注意点などをアドバイスされており、なるほどなど感心したり、職員とはまた違い、実際に自宅でごみ分別や減量に取り組んでいる住民ガイドさんの身近な説明に非常に親しみを感じました。住民ガイドは有償ボランティアとして1回1時間半で3千円支払われております。その費用としては視察代の値上げで賄っているので、町の負担はゼロだということでした。冊子を作ったりしてお配りになっているようです。視察代は値上がりしましたけれども、視察の折のチラシではなくてちゃんとした立派な冊子を配布していることもあり、値上げをしても視察者の数は減っていないということがございます。

（資料を示す）これは先輩ガイドさんたちがこれからガイドになる人たちにアドバイスをされている場面でございます。こういうふうにして一つ一つ注意をされておりました。

今、1回の視察対応で職員の勤務時間の半日が大木町でも使われて、以前、町長をされて

おりました方も今は住民ガイドになって一生懸命ガイドをされております。その方が申されたことに、大木町はやはり先進地で、視察者も多くて、うちの844人に比べると3倍ぐらいの多さがありまして、世界各国から視察にお見えになっております。午前、午後と視察が入ると対応は一日中になって、職員はそれに追われて本来の仕事をする時間がなくなったと。そして、自分の本来の仕事は残業でやらなきゃなくなったと、そういう大変な負担も増えておりまして、住民ガイドの起用になったときに行政コストが本当に使われておりましたけれども、住民に有償ボランティアで3千円払っても下がったのではないかと、これは職員の負担が減り、かえってコストの削減になるのではないのかなということを申されておりました。

そこで、今みやま市の視察対応の現状をお尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

今現在の視察対応でございますけれども、全て環境衛生課の職員にて視察対応をしているところでございます。おっしゃるように、午前1回、午後1回の視察を対応しますとほぼ視察対応でほかの業務が滞ってしまうということもたまにはあるところでございます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それでは、今、本当にほかの業務に支障があるとお答えいただきましたけれども、それに対しては、じゃ、今後どういうふうにしていったほうがいいのかとか、どういうふうにしていきたいと環境課では思っておられるのか。先ほどはゼロカーボンマイスターを住民視察のほうの対応に回したいということでしたけれども、それがすぐできるか、そういう部分まで含めて御説明いただきたいと思えます。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

このような状況の中ではございますが、こういった本来の業務、もちろん視察対応も本来の業務の一つでございますので、きちっと対応すべきであるんですけれども、一人一人の職

員の対応なり仕事の分を少しでも緩やかにする、あるいは住民の環境意識を向上していただくという機会が、先ほど市長が答弁なされましたように、年内にゼロカーボンマイスターを認定いたしまして、早ければ来年度から住民ガイドというか、バイオマスセンターの視察対応を担っていただくようなことで、今検討しているところでございます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

今、ゼロカーボンマイスターの方たちを視察対応に回したいという、来年度から検討しているということでしたがけれども、それはまた本当にいいことだと思っております。ゼロカーボンマイスターに認定書を上げるだけでその人たちが、じゃ、今度その後何をするのか、どうやって行動していくのかというのが決まらなければ、ただ認定書をもらっただけでは何にもならないと。そのときの環境教育を受けて意識は少し向上するかもしれませんが、せっかく向上した意識が死んでしまうと思いますので、ぜひゼロカーボンマイスターさんを視察ガイドさん、住民ガイドさんとしてしっかりと育てていてもらいたいと思います。

うちにはエコサポーターさんもおられますよね。エコサポーターさんのまず本来の目的、仕事の目的といいますかね、エコサポーターを決めた目的というのを今もう一度お聞かせいただけないか。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

エコサポーターの皆さん、各校区に1名ずついらっしゃいます。これにつきましては、みやま市衛生組合連合会組織の中のメンバーといいますか、で活動なされておるところでございます。環境は物すごく広い範囲でございますけれども、ただ、地域に入っただけの環境に関する、いわゆるリーダーシップを取っていただく方、指導役ですね、そういった方を各地区におっていただいて、各地区からの環境意識を高めていきたいということで、エコサポーターさんになっていただいております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

エコサポーターさんに関しては私のうがった見方かもしれませんが、何だかエコサポーターとして今課長からお話を聞きますと、すごく立派な立ち位置におられるんだなと思いましたけれども、じゃ、今エコサポーターさんたちがやられていることを見ているとあんまりそういうものを感じなくて、ただイベントのときの汚れたお皿を集めたりごみを集めたり、そういうことしかないような感じに私は受け取っております。やはりエコサポーターを引き受けていただいているからには、エコサポーターとしての価値観を上げる役割、活動の場、そういうものを与えるというとおかしいんですが、やっていただく、そうしてこそエコサポーターさんたちも、私はエコサポーターなんだという誇りを感じられて自分の仕事に邁進されるのではないかと考えておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

エコサポーターの皆様方の活動におきましては、特にコロナ禍の時期については何もできないような、言い訳にはなりますけれども、何もイベントもありませんし、いろんな部分で人との接触を制限された中でなかなか活動ができなかったと、言い訳がましいんですが、そういったことも御承知いただきたいと思っておりますけれども、全般的に中尾議員さんがおっしゃるように、エコサポーターさんを各校区にいていただいて、じゃという本当のところの活動について、私自身もいま一度点検、総点検をしながらエコサポーターの皆様方も誇りを持って、プライドを持って活動できるような環境づくりをみやま市環境衛生組合連合会の理事の皆様方、それから、その事務局を担っている環境衛生課含めたところで、いま一度やっていきたいということで考えておりますので、とにかくどうか御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ゼロカーボンマイスターにしろ、エコサポーターの方々にしろ、認定をもらっただけでは

何もならないと思います。また、勝手に自分たちで活動してくださるものでもございませんので、その方たちが果たす役割、それから、活動の道筋をしっかりと考えていただきたい。そして、行く行くは住民ガイドに育て上げてほしいと思っております。よろしいでしょうか。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

市長も答弁の中でおっしゃったように、ゼロカーボンマイスターの育成、環境教育も含めてですけれども、積極的にやっていくというのを答弁なされています。当然、ゼロカーボンマイスターイコール住民ガイドではございません。あくまでもゼロカーボンマイスターの取組活動の一つとして、その中で住民ガイドという活動をしていただくような広い、強い構想を私どもは持っておりますので、これがスムーズに教育、育成につながるようなことで頑張ってもらいたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ゼロカーボンマイスター、エコサポーターの方たちが全員住民ガイドになるとは私も考えておりません。その中で、やはりそれを希望される方たちがしてくださるのではないかと考えております。以上でございます。

それから、具体的事項に移らせていただきます。

大木町では子供たちの将来にツケを残さない、町の政策である循環のまちづくりの一環として、教育委員会、学校と連携した環境教育も取り組まれており、しかも、目に見える成果を残しておられます。4年生のごみゼロチャレンジというおうちから出るごみの量をゼロにする、ごみゼロチャレンジプログラムということに4年生全員が取り組んでおられます。1か月間燃やすごみの袋の重さを量るだけですが、そのときに資源ごみが燃やすごみの中に入っていることに気づき、きちんと分別するようになるという授業です。結果、大木町はリサイクル率66%と全国でもトップですが、取り組んだおよそ160人の小学生、160人には周りに家族がついております。その家族も一緒に取り組んでおります。さらにごみを減らしてリサイクル率86%になったそうでございます。（資料を示す）こういうふうにごみチャレンジ、

4年生は全員が取り組んでおります。ゼロチャレンジには、こういう形で取り組んでおります。本当にすごいリサイクル率を上げております。このとき小学生だけでなく本当に家族もやったので、86%のリサイクル率になったんだと思っております。

この4年生が取り組んだごみゼロチャレンジというのは1か月間、本当に自分たちが環境課の職員から学んで、そして、1か月間実践、取り組む、学んで実践という方法を取っているので、ここまで進んだのではないかと思っております。

子供たちの感想があるので、1つだけ御紹介します。ごみゼロチャレンジでプラごみが多いことが分かりました。いつもはお母さんが分別していたけど、これからは自分でできることは自分でやりたいです。ごみゼロチャレンジをして気づいたことは、燃やすごみとして捨てるごみが少ないということです。プラごみはリサイクルに出せるし、雑誌やいろんなものを分別すると燃やすごみを減らすことができました。ごみを捨てる前にリサイクルできるか考えるようになりました。とても私たちの子供の頃こんなことを考えたことはございませんでした。いい教育をしてあるんだなと、やっぱり学んで実践させることで成果を上げるのではないかと思っております。

また、お母さん方の御家族の感想もついております。プラごみは軽い汚れたものは子供がさっと拭いてきれいにし、燃やすごみに捨てることがなくなったのは大きな成果だと思っております。これをきっかけに気候変動など、環境問題に目を向けていってほしいと思っております。今回のごみゼロチャレンジで分別する意識が高まりとてもよかったと思いますというふうに、1か月間ごみゼロチャレンジにチャレンジさせられて大変だったという感想は出ていないそうです。とてもよかったという感想が出ておるようでございます。やはり自分たちが1か月間一生懸命学んで実践したことが、そういうことがその子供たちにしんから残っていくものではないかと思っております。ごみに対するやり方とか、そういうことは、そういうふうにして子供の体にしっかりと植えつけていくものではないかと思っておりますので、今後、またよろしく願いいたします。

それから、大木中学校の取組も学ぶところが非常にございます。中学3年生が町のあちこちを訪問してインタビューをして町の取組を学び、執行部のほうに提案したそうでございます。すごいなと思えました。中学生のあるグループは町が運営するリユースショップ、不用品として持ち込まれた物を修理して販売したり、要らない物というか、家にあって不用品とかを売られておるリユースショップの認知度が本当に低いということを知り、町に500円の

お買物券を提案したそうでございます。町は中学生たちの思いに応じて採択をし、町報で配布した結果、売上げ点数が倍になったそうです。（資料を示す）こういうふうにして中学生たちが町の至るところでインタビューをして、そして、500円のチケット券を出してくださいということで執行部に提案をしたそうでございます。こんなふうにして自分たちの発表をして町に提案し、そして、こういうふう広報の隅っこに500円の割引券、これを持っていくと500円分リユースショップで使えますよというものを作ってリユースショップの販売の促進に努力してくれておりました。金額的には500円なので、そんなに上がりませんでしたけれども、出た個数は前の年は1万1,431点だったのが2万4,000と倍に増えております。やはり中学生たちの500円の無料券というのはすごく効いたんですね、そういう思いも中学生たちが考えてやってくれたんだなと感心しているところでございます。

やはり中学生、小学生、そういうふうにも身をもって自分で頑張ってくれれば、そういうごみに対する思いというのが、先ほども申しましたけれども、しっかりと身につけて、そして、環境のよい町にしていこう、資源循環の町に取り組んでいる自分たちの町を誇りに思う、町の政策を誇りに思う子供たちが育ってくれるのではないかと、行く行くはこの町に帰ってこよう、そこまでするのではないかと期待しているところでございます。

また、大学生のスタディツアーも行われております。先日、大阪産業大学の学生7人がみやま市の資源循環の取組を学びに来ましたので、私も一緒に学ばせてもらいました。ルフランを訪問し、道の駅みやまスマートエネルギー株式会社も学んでいかれました。宿泊は清水山荘に宿泊し、市内のタクシーを利用し、ルフランカフェでお昼を食べたり、それから、清水山のレストランを利用したり、さくらテラスを利用するなど、地元にお金を残すツアーもしっかりと組んでいただいております。このツアーもやはりこの循環施設としてのルフランがあるからこそ、大学の授業としてみやま市が選ばれたというお話を聞きました。今後はワンヘルスの啓発施設として発信が充実すればいいなということで、より注目されることが期待されるところでございます。このように大木町の発信、住民教育、学校教育などによってごみの分別の取組が維持されているだけでなく、行政コストの削減、地元経済への貢献にもつながっているのではないかと考えております。

このように、学校と連携した環境教育に参加した子供たちに共通していることは、参加後に町のことを誇りに思う気持ちが大きくなっているということだそうです。町の取組を学ぶことで町への誇りや愛着が増し、循環事業への参加、意欲、向上へつながるという好循環を

生み出しているようだとおっしゃいました。

子供たちの心に残る環境教育の取組について、みやま市としては、教育委員会はどのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

末吉学校教育課長。

○学校教育課長（末吉 建君）

中尾議員さんの環境教育に関する御質問にお答えしたいと思います。

本市におきましても教育長の答弁で申し上げましたように、ごみ削減の取組、それから資源循環の取組につきまして、小学校、中学校でしっかり教育を、そして子供たち、児童が勉強しておるところでございます。

大木町さんの取組につきましては、議員のほうから詳しく御説明していただきましたように、子供たちの提案が町の施策につながったということも聞いてございます。大木町のほうから学べるところは学んで、また、環境衛生課ともしっかり連携を取りながら取り入れられる部分について研究、検討を行いながら対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

環境課からのただ書面で学ぶだけではなく、やはり実践を取り入れた環境教育を取り入れることについてお願いしたいと思いますが、それについてどうでしょうか。

○副議長（前原武美君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

先ほど課長が答弁いたしましたように、やはり大木町、非常に先進的な取組、それから学習を行ってありますので、取り入れるところはしっかり取り入れていきたいというふうに思っております。

それから、私はやっぱりこれからのみやま市の方向はワンヘルスというところがございまして、教育分野でワンヘルス教育というものを今、先行事例で先進的に行っておるところです。このワンヘルスの6つ視点の大きな1つが環境なんですよ。ワンヘルスと環境をぜひ

結びつけてワンヘルス教育もやっていきたいというふうに思っておりますので、その辺がこれからのみやま市の環境教育の特色になっていくんじゃないかなという気がしております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

ありがとうございます。ワンヘルス教育も含めた環境教育を充実させていってほしいと思っております。ありがとうございます。

それでは、事項3について申し上げます。

ルフランで現在行われております業務委託では、事務事業、事務作業が中心のようで、市内外への発信業務がなされていないようにも見えます。バイオマスセンター研修施設管理業務委託の実践は、何しろ契約締結日が5月でございましたので、まだまだ取り組まれて5か月もたっておりませんので、これからだと期待するところでございます。

今までなかなか取り組めなかった民間活力の活用として、令和5年3月に公募型プロポーザル方式で委託業者が選出され、民間活力を活用できることになり大変うれしく思っております。やはり住民と執行部が一緒になってできる部分は活動するのが一番よいと思っておりますので、何よりもうれしく思っております。

その中でも委託仕様書に記載されております地域のにぎわいの施設、チャレンジ施設としての企画立案などの業務の中で地域のにぎわいの施設としての推進、チャレンジ施設としての推進、この部分には非常に期待しているところでございます。そこで、より自由な活動、発信業務ができる指定管理、民間活用、そういうものも含めて指定管理として教育発信業務などを進めていただきたいと願っているところでございます。

また、企画提案書には記載のある事業のうち、市と協議し、実施を決定したもの及び仕様書の冒頭には業務の大きな要を示すものであって、管理状況に応じ必要と思われる業務については、仕様書に記載されていない事項であっても実践するものとする示されております。こういう部分で業務には記載されていないかもしれませんが、やはり委託業者の人たちにはせっかくのにぎわいをさせていただくのであれば住民ガイドの事業の費用もお願いしたいと思っているところです。

現在のルフランカフェは30日のうちに13日間がお休みです。ランチがおいしかったレスト

ランも近いうちに撤退するようなお話を聞き、せっかくにぎわいかけ始めたところだったの
にと思っておりましたが、ルフランカフェの先細りが懸念されるところでございます。ルフ
ランでのみやま市民が関わる住民ガイドの育成や、環境教育事業などを委託業者に担ってい
ただくことは民間活力の活用であります。また、施設整備に当たっての基本理念でもある環
境教育施設の一環として、市民が集い、学べる機能を有した環境市民活動の拠点となり、先
細りが心配されるルフランには新たなるにぎわいが生まれ、人が集まり楽しい施設につな
がっていくと考えておりますが、課長このことについてどのように思われますか。

○副議長（前原武美君）

宮崎環境衛生課長。

○環境衛生課長（宮崎眞一君）

議員さんがおっしゃったように、今年度5月、ゴールデンウイーク明けから民間活力導入
ということも含めて民間委託をしました。その中で、基本的な日常的な施設管理、それから
予約管理であるとか大事な金銭、料金徴収とか会計管理云々というのは基本的に絶対やって
いただく分でございますけれども、そのほかにチャレンジ的な施設、にぎわいの場をもう一
度というか、増幅できるようなということで業者を選定しているところでございます。今の
ところ議員おっしゃるように、5か月弱というところもございまして、まずは今、基本的
な業務の地固めをなされて、今後、私どもとしては期待をしているところでございます。

それから、ルフランカフェについても情報発信云々については環境衛生課所管の施設でも
ございますけれども、地域おこし協力隊を1名配置している中でルフランプロデューサーと
いう役目をもって3年間任務をしているところでございます。地域おこし協力隊の分と利用
者の分でがっちとマッチして100%にぎわいの場というのはなかなかできないかもしれませ
んけれども、少しずつ少しずつにぎわいの場ができるようにやっていきたいと思っております
ので、どうぞ期待をしておってください。

以上です。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

民間活力の活用ということで業者を選定されております。その中でも一番配分の高い40点、
30点のところは地域のにぎわい施設としての推進、そしてまた、チャレンジ施設としての推

進のところは一番点数が100点のうち40点、30点と70点もされておりますので、ここは執行部としても期待が大きかったのではないのかな、私もこれを見て、そうさうだと、そういうふうに思いました。多分そういうことで、こういう大きな点数の配分になっているんだと思いますので、ぜひ推進して行ってほしいと思います。

今まで行政改革の実施計画として策定してきました民間委託事業の推進、それから、指定管理制度の導入などにつきましては、課題も多くて取組が達成されず、残された課題とも記されておりました。残された課題ですよね、西山部長。民間委託の推進、指定管理者制度導入などが残された課題であるのであれば早急に取り組を検討し解決しなければなりません。市長のお考えをお尋ねいたします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

先ほども民間活力の導入をということでお話いただいています。今現在、工場棟の管理委託契約が本年度で終了して、来年度、令和6年度から光熱費や燃料費、修繕等も含めた管理委託ができないか、課長も申しあげましたように検討を進めているところです。

施設全体の一体的な指定管理者制度の導入、これは令和9年度を目途に考えてはおるわけでございますけれども、議員おっしゃったように、視察者のほとんどがやっぱり生ごみの循環資源の取組、そして、工場見学をされますので、そういう意味では、指定管理者制度を導入するのではあれば工場棟とか、それから研修施設は一体的に管理運営するほうがいいのではないかという考えもございますし、また、議員がおっしゃるように、指定管理者制度の導入に当たりましては、課題等も十分検討しながら個別の指定管理の可能性も併せて検討して行って民間活力、特に地域の方たちのお力添えもいただければ、本市のさらなる魅力のアップ、そして、誇りあるみやま市につながっていくのではないかと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（前原武美君）

13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）

それでは、2問目に入らせていただきます。

○副議長（前原武美君）

はい、どうぞ。13番中尾眞智子君。

○13番（中尾眞智子君）（登壇）

時間配分が申し訳ないです。5歳児健診の実施と支援システムについてということで、現在、多くの自治体で行われております乳幼児健診について、1歳6か月健診及び3歳児健診については、昭和40年母子保健法第12条で、市町村の責務として実施が義務づけられております。乳幼児健診は子供の疾病を早期に発見し、適切な措置を講ずることが目的でありましたが、近年では急増する児童虐待の防止と、その早期発見の場として期待されているところでもあり、かつて主流だった疾病のスクリーニングの意識が時代とともに次第に薄れ、子育て支援、虐待予防へとその方向が変わってきたとも言われています。

平成17年に施行された発達障害者支援法では、地方自治体の責務として発達障がいの早期発見、早期対応に対する早期支援が求められ、以後、発達障がいの早期発見、早期対応を目的に5歳児健診を実施する自治体が増えてきているそうです。また、発達障がいの症状の発現後はできるだけ早期に発達支援を行うとともに、切れ間なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であることに鑑み、医療、保健、福祉、教育、労働などに関する関係機関相互の綿密な連携の下にその意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならないとうたわれております。

2022年12月の文部科学省の発達障がいの可能性についての調査の結果、小・中学生の8.8%に学習や行動に困難のある発達障がいの可能性があることが分かり、2012年の前回調査から2.3ポイント増え、35人学級であれば3人ほどの割合となるそうでございます。調査は2002年から10年ごとに実施されておりました、昨年が3回目でございますが、知的発達に遅れはないものの、学習または行動面で著しい困難を示し、注意欠陥多動性障がい——ADHDと言うそうですけれども——などが発達障がいの可能性があるかと推定された小・中学生は8.8%で、前回調査の6.5%より多かったそうです。全国の公立小学校で推計すると約70万人を超えるとも言われております。文部科学省では増加の原因については保護者や教員、それから、保育園の先生方、発達障がいの理解が進み、対象者に気づきやすくなったと分析されているそうです。

そこで、5歳児健診の実施と支援システムについてということで通告しておりました。

発達障がい児においては、小学校入学時に対人関係、行動、コミュニケーション、社会に

問題を有することが多く、不登校、心身症などの2次障がいを示しやすいと指摘されてもいます。平成17年施行の発達障害者支援法及び平成19年の本格的に開始された特別支援教育制度により、発達障がいは医療、教育、福祉分野が連携して支援すべき対象として捉えられるようになっております。しかし、効果的な支援の実施に不可欠な早期発見、早期対応や個別発達システムの構築はまだまだ発展途上のものであります。発達障がいは治療ができない難病ではなく早期発見、早期対応が求められるのは治療が早ければ早いほど、対応が早ければ早いほど症状に改善が見られるからだと言われております。

そこで、具体的事項1として、5歳児健診の実施について、発達障害者支援法では地方自治体の責務として発達障がいの早期発見、早期支援が求められており、それらを目的として5歳児健診を実施する自治体が増えてきておりますが、しかしながら、全ての市町村で実施されているものではなくて、一般的に3歳児健診で終わっております。3歳児健診で終わりますと就学時健診まで健診はなく、5歳児健診はその空白の期間を埋める有用な健診であると言われております。みやま市では、令和5年度発達相談の御案内というチラシがホームページに記載されておりました。このチラシは多分、保護者の手元に配布されるものだと思いますけれども、5歳児健診の有用性を鑑みますと、みやま市の対応はこれだけで十分なのだろうかと心細くなってまいります。5歳児健診の実施について、みやま市の現状と今後の取組について市の考えをお聞かせください。

具体的事項2として、個別発達支援システムの構築を。

5歳児健診で発現された発達障がいを家族へどのように伝えるか、就学時までどのように指導するか、また、どのように教育機関へ橋渡ししていくかが5歳児健診を意味のあるものとするかどうかの鍵だと言われております。それを実現する上で健診後の事後システムづくりが重要となり、個別発達支援システムづくりは本当に重要な課題であります。みやま市としてもどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

以上、5歳児健診の実施と支援システムについてお尋ねいたします。よろしくお願いたします。

○副議長（前原武美君）

今見ていますとあと10秒程度しかございません。一般質問は1議員1時間というふうになっております。タイムオーバーしましたので、この件につきましては再質問ということで、次回、いや、時間があれば答弁ということでしたが、今のところ1議員1時間もゼロに

なっております。（「こういうとき答弁はなかですか」と呼ぶ者あり）答弁を含めるということになっております。答弁だけよろしいですか。（「すみません。副議長の配慮で答弁だけ」と呼ぶ者あり）

じゃ、答弁だけを行います。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、中尾議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

5歳児健診の実施と支援システムについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の5歳児健診の実施についてでございますが、現在、本市においては、幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健法に基づき、4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診及び3歳児健診を実施しており、就学前の年長児になった際は、教育委員会において就学前健診を実施しているところでございます。

健診に当たりましては、発達障がいの早期発見と早期対応に十分留意しておりますが、御指摘のとおり、3歳児健診以降は就学前健診まで空白期間がございます。発達障がいの疑いを判定するには1組の親子に1時間程度の面談を要することから、集団で実施する健診より個別の相談が有効であると言われておりますので、本市では5歳児健診は実施せず、発達相談に力を入れております。

3歳児健診以降の対応といたしまして、年に2回、保育士等の専門職が保育所等巡回訪問を行い、集団生活での様子を観察しながら、発達段階に気になる点がある幼児について、特に年長児を重点的に保育現場において保育所等からの相談を受けております。

さらに、発達が気になる子供とその保護者を対象に、親子教室ふたばとペアレントトレーニングの2つの講座を開設いたしております。親子教室ふたばは、保育士、言語聴覚士、作業療法士、臨床心理士等の専門職を配置し、集団生活に慣れていくことを目的として実施しております。一方のペアレントトレーニングは、保護者が子供の特性を理解し、関わり方を工夫することを目的としており、保育士を配置し実施しております。

一方で、発達相談については周知がまだ十分とは言えないことから、今後、4歳児、または5歳児がいらっしゃる御家庭には発達相談の案内を送付することなどにより、周知の徹底を図ってまいります。あわせて、5歳児健診については、今後、国の動向を注視してまいります。

次に、2点目の個別発達支援システムの構築についてでございますが、現在、みやま市に

においては、発達相談の結果によっては専門の医療機関に紹介をし、医師による診断を受けていただくよう受診勧奨を行っておるところでございます。

子供の成長発達については、保護者にとって大変デリケートな内容でございます。そのため、保護者の方がお子様をどのように見ておられるのか、どのような心配を持たれているのか等を配慮し、一つ一つ声かけを丁寧に行いながら支援をしております。

発達相談におきましても、臨床心理士等の専門家が丁寧に時間をかけて保護者へのアプローチを行い、発達の課題があればお伝えするタイミングも考慮しながら保護者に受診勧奨を行っているところです。

その後は、先ほど述べました親子教室ふたばや、ペアレントトレーニングへの参加を勧め、必要な支援を行っております。

また、小学校へのつなぎとするため、年長児を対象とした保育所等巡回では、教育委員会も同行して実施いたしております。

今後も、保護者等の意向を聞きながら、認定こども園や保育所からの問題や課題等について共有し、発達障がい早期発見については、丁寧に対応をしながら、支援体制の充実が図られるよう、さらなる関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○副議長（前原武美君）

お疲れさんでした。ここで暫時休憩をします。

再開は13時30分にいたします。

午後0時12分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（前原武美君）

それでは、お昼の会議を再開いたします。

お昼につきましては、12番瀬口議員、一般質問を行ってください。

○12番（瀬口 健君）（登壇）

こんにちは。午前中と違って後ろは誰もおんならんけん、何かやりがいのなかがち思いやりますが、元気よくやらさせていただきます。

12番議員の瀬口でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

市長の市政運営についてでございますが、次の2問についてお伺いをいたします。1問目はコミュニティバスの運行の改善について、2問目は勸奨退職者の増加について、この2問でございます。

まず、1問目のコミュニティバスの運行の改善についてでございますが、今回の市議会議員選挙の期間中、多くの市民の方と意見交換をすることができました。ほとんどが市への要望でございましたが、水害対策、道路や排水路の改修、防犯灯の設置や雑草対策など様々な数多くの要望をお聞きしたところでございます。

その中で、断然多かったのがコミュニティバスの在り方についてでございます。あんまり役に立たん、早う変えてくれんかとの御意見を大多数聞かされまして、このバス事業がいかにかに不評であるかを改めて認識したところでございます。

バス運行の在り方につきましては、令和3年に森議員が、そして令和4年には吉原議員がそれぞれ一般質問で改善の要望をされておりますが、御承知のとおり、今日に至りますまで全く改善をされておられません。市民からは当然のごとく、先ほど申しましたように、数多くのお叱りをいただいているところでございます。このことから、2人に続き私からも市民が納得する、そして、一日も早く安心して利用できる交通手段に改善されることを強く要望するものでございます。

次の4項目の質問について回答をいただき、併せて市長の御所見をお伺いいたします。1、コミュニティバスの運行の目的は何かと、2、運行に対する苦情の有無、あればどういう内容か、3、具体的な改善点を示せ、4、今後のスケジュールはということで、以上、答弁をお願いいたします。

2問目の勸奨退職者の増加につきましては、一生懸命勉強をして、ようやくかなった公務員への就職、しかし定年を待たず退職せざるを得ない職員、本人の意思か、それとも労務環境が原因か知りたいので、次の質問にお答えいただきたい。退職者の年齢層、そしてどこの部署、部局が多いか、その理由は何か、その職場の反応、退職後の執行部のその職場への対応、適正な職場配置はできているかと。

以上、よろしくお伺いをいたします。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、瀬口議員の市長の市政運営についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のコミュニティバス運行の改善についてでございますが、コミュニティバスは前身の福祉バス運行ルートやダイヤを基本に市民及び来訪者の移動手段の確保を目的として、平成30年3月より運行を開始いたしました。

運行に対する苦情の有無やその内容につきましては、この間、市民からの御意見、御要望をお聞きしながら、可能な範囲でルートやダイヤなどの見直しを行ってまいりました。

しかし、現在のコミュニティバスは市域を面的に網羅しているため、大きく迂回するルートとなっている路線や、1運行に比較的長い時間を要する循環ルートとなっている路線が存在し、時間がかかる、本数が少ないなど改善を望む声がございます。また、時間帯によっては利用者が乗っていない便があるなど課題は多いと認識しております。

一方で、バス停まで遠い、バス停を増やしてほしいなどの御意見もございます。本市は人口に対し面積も広く、きめ細かな対応ができていないため、本市の公共交通網は十分とは言えません。運転できない方にとって、日常的に便利に利用できる交通手段を確保していく必要があります。

そのような中、具体的な改善点としましては、本年度策定いたしましたみやま市地域公共交通計画に基づき、公共交通体系の抜本的な見直しを行う予定としております。

方針の一つとして、コミュニティバスの運行体制の見直し、デマンド交通等の新たな移動サービスへの転換の推進を掲げております。コミュニティバスだけでは、全ての交通ニーズに応えることは困難な状況であり、既存の交通資源の有効活用やデマンド交通等の新たな仕組みの検討などにより、様々な交通サービスを組み合わせることで、使いやすく、利用者に喜んでいただける持続可能な地域公共交通体系の構築を目指し、改善を進めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、庁内会議の開催と並行して、有識者や交通事業者、団体等の代表者、公募委員等で構成する公共交通見直し検討委員会を新たに立ち上げ、公共交通体系の改善に向けた協議を開始し、本年度中には一定の方向性を打ち出していきたいと考えております。その中で、これまでいただいた様々な御意見を踏まえ、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

次に、2点目の勸奨退職者の増加についてでございますが、本市では例年6月に人事の刷新、行政の効率化及び財政の健全化を図る目的で、勤務年数が20年以上かつ59歳までの職員を対象に退職勸奨を行っております。

対象者の年齢層につきましては、40代と50代ですが、50代が多くなっております。

部局別の状況としましては、現状では公にしているものではございませんので、差し控えさせていただきます。

退職の理由につきましては、仕事上の理由や家庭の理由、そして自身の健康の理由などと把握をしております。

適正な職場配置ができているかにつきましては、限られた人材で効率的な業務遂行を行うため、事務事業の見直しをはじめ、年度ごとに必要な組織機構の見直しも行いながら、事業の展開に合わせた職員の適正配置を行い、職員一人一人がやりがいを持って元気に仕事ができる職場づくりを進めてまいります。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ありがとうございました。

苦情につきましては、先ほど執行部も私も紹介したようなものでございますが、この苦情の在り方ですね、ここでは静かに淡々とっておりますけど、それは相当な激しい口調での不平不満ですよ。そのことを前段に申し上げておきます。ですから、今から私がいろいろ質問した中での苦情というのは、そういう激しい口調で市民の方がおっしゃっているということをご認識していただきたい。

改善点につきましてはの回答は、申されたように、7月に私たち頂きました地域公共交通計画にまとめていただいているとおりでございまして、その回答もそのとおりでございます。

これで私は非常によいと、この改善がされれば私は何の異論もないと。しっかり、あとはこれが実現されますようお願いをするという次第でございます。しかし、もう失敗は許されんということをご認識いただければと思っております。

ところで、この答弁の中に、今年度中に一定の方向性を出して云々というのがございますが、要するに、市民はいつから改善された新しい交通手段を利用できるのかと、スケジュール的なものでございますが、問題はそこなんですよね。交通計画の中にいろいろたっておりますので、その改善点については、いろんなものの組合せをしていくということでございますので、それはもう確かにそういう検討が必要であるというふうに思います。

しかし、その改善された新しい交通手段を、非常に困っておられる利用者の方々がいつか

ら利用できるのかということが、ちょっと今の答弁ではよく分かりませんので、スケジュール等も含めて御説明をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（前原武美君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

よろしく願いいたします。ただいまの御質問につきましては、私のほうで答えをさせていただきます。

答弁でもございましたように、本年度策定をいたしました公共交通計画に基づいて、様々な改善のほうを今年度から開始をしていきたいというふうに思っています。

また、この改善につきましては、この計画にあるものを一度に改善ができるというふうには思っておりません。改善をするためには、公共交通会議での議論や本年度策定をいたします公共交通見直し検討委員会での議論が必要となっておりまいます。その議論が早期に取りまとめが行われて、できるものについては随時行っていきたいというふうに思っております。例えば、計画の中では、デマンド交通の運行につきましては令和6年度から試行運行を開始するという計画になってございます。こういったものにつきましては、会議の中で協議が調い次第行っていきたいと思っておりますし、そうすると早ければ令和6年度の当初予算でお願いすることになると思っておりますので、その際には、また御説明などを行いながら、御協議させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

ちょっとよう分からんとですが、今年度から改善検討をやっていくと。そして、できたものから随時、何ですか、試行運転か何かやるということではよかですかね、随時。

それと、令和6年度からデマンド交通を含めたやり方をやっていくと、令和6年度から。これは決定ですか。令和6年度からデマンド交通を含めた交通体系を、試行か何か分からんですけど、やっていくという理解ではよかですかね。

○副議長（前原武美君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

先ほども申しましたとおり、計画ではデマンド運行など、いきなり始めることがなかなか容易ではございませんので、まず試行のほうを開始するというふうにしております。それが、計画では令和6年度になっておりますので、今年度の見直し検討委員会や公共交通会議でデマンドをやっていこうということになれば、計画どおり、令和6年度から試行運転のほうを始めていければというふうに思っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

デマンド交通を、今のコミュニティバスを含めてやっていけるようになればと。を令和6年度からやると。やらんですか、なればじゃなくてですね。これはいつからこういうデマンドという言葉が出るかという話なんですよ。今さらデマンドをひっくるめた交通体系をできるならばじゃなくて。

私はそれを言いたいんですが、ちょっともういつも私は言うんですが、遅いと。これははっきり言っておきますが、デマンド交通を取り入れた、取り組んだ組合せでの運行を検討するということは、もう相当昔から言っているわけですね。それを、今さらこれがよければというようなこと、ちょっとはっきり言ったらどげんでしょうかね。令和6年度からこの新しい体制でやっていきますよと、こうはっきり言うてくださいよ。

○副議長（前原武美君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

これまで瀬口議員もおっしゃいますとおり、様々な御要望、御意見を基に、今回、この改善をする計画のほうを策定しております。

その中で、コミュニティバスだけでは、いろんな交通ニーズに応えることは難しいということで、計画の中でデマンド運行についても検討をするということになって、この運行自体も計画に記載をする、デマンド運行のような方法も含めて、みやま市の公共交通体系を変えていこうというところで、この計画をつくっているところでございます。

こちらも前置きとして検討委員会とか公共交通会議の承認を得ることが大前提ではござい

ますが、所管課といたしましては、この計画に基づいて、デマンド交通などとコミュニティバスを併せた公共交通体系の改善を目指して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

先ほどちょっと言いましたが、森議員、吉原議員、これですね。令和3年に森議員が質問し、令和4年には吉原議員が一般質問でこの要求をしていると。令和3年に改善の要求が出るということは、当然1年ぐらい前から、もう不平不満が出よるといことなんですよ。この場で12月の議会やったですよ、去年、おとしの。改善をやってくださいよというのが、その場が出たと。それはもうはっきり言って、知らんふりですたい。何も質問が役に立っておりません、森議員には失礼かですけど。そこで、令和3年の第4回の議会で質問が出るということは、およそ1年ぐらい前から不平不満が出よると。その1年前というと、平成30年から、これは3月から開始されておる。開始されたら間もなく、もうこれはつまらんということが皆さんから言われよるじゃなかですか。

そして、それでも何の動きもなかったので、令和4年、ちょうど1年後ですね、森議員が言った後に吉原議員が改善に向けた市長のマネジメントはとして質問をしているんですよ。そのときに、もう市長はデマンド交通等との組合せを検討していくという、はっきりと断言してあるわけですね。

まだまだすっきりせんような答弁でございますが、それから、これはもう昨年のお話で、その1年前から、もう既にこの改善に向けての話が出ておるわけですが、市長がそういう答弁をされて、今までそういうことを言っておきながら、今さら検討委員会を立ち上げると。その間はどげんされよったですかね。ちょっと私は、その空間がどういうこつかちょっと分かりませんので、教えていただきたいと思ひます。

○副議長（前原武美君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

まず、森議員、そして吉原議員の質問が令和3年、4年になされて、そのときも市長のほうからは、今後、次期みやま市公共交通計画を策定して、その中で具体的な施策を検討して

改善していくというふうに回答のほうをなされております。

私どもとしまして、これまでいただいた意見を基に、本年度、公共交通計画を策定し、それを今後の改善の指針として改善を進めていくというふうにスケジュールのほうをしておりました。

ですので、今後は、今年計画ができましたので、これに沿って、スピード感を持った改善をやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

だから、指針ができたのが、あなたたちがつくられたのが遅いんじゃないですか、私は言いよるわけですよ。もう昨年、そういうふうなことでやっていきますと明言されておるのに。ですから、昨年度中に策定をして、今年度中にはもう試行運転に入っとかにやいかん、当然、私はそう思うんですがね。だから、その間何しよったですかと、それをお聞きしよるわけですね。ちょっとぬるかじゃなかですかと。市民の方の苦情を基に、市のほうは反省をどがしこしてあつとですかと言いたいんですよ。令和3年に改善の要求があり、それでできんから令和4年にもまた要求がある。また私が言わにやいかんと。こげなこと、どげん大体思いよなつと。それで5年5年とずつと言いなはるけど、5年間5年間ち言いなるけど、平成30年3月から5年間は、もう令和5年3月で終わつとるわけですよ。5年、もうとうに過ぎております。市民は非常に、昼休みもほかの議員からこの件どげんやったですかと聞きますと、早う改善ばしてくれと、こういう意見ばかりですよ。あんまりのんびりとしてあんなということなんですが、6月から試行運転を絶対やっていきますよと明言をしてくださいよ。いや、できれば、そういう話ができればやってみましょうとかね、それから何ですか、ちょっと私が書いた字が分からん。そういうことで、ちょっと行動が遅いなということです。

バスを当てにしとんなさる方たちが、いっぱいおるわけですね。今度も、何ですか、3万何千人でしょう。大体もっと多かかもしれんですたいね。そういう方たちがいらっしゃるわけでございますので、そして待つとらっしゃつとですよ。皆さんが車でここに行きよなる、私も車で行きよるけんそげんな分からんばつてん、ここの役所の前にもずつと待つとんなはる。そういう方たちのために、本当に明言をしてくださいよ、令和6年度からやりますと。

そこまで精いっぱい仕事ばせんですか。これは市民のためですよ。するっちゅうもんなら、さるっでしょうが。どげんですか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

いろいろな市民の皆様からコミュニティバスについての御意見はいただいていたわけで、その分についての計画自体が今年6月と、令和4年中に策定しておくべきではなかったのかと、ちょっとぬるいんではないかと、令和5年度から実際実施しなくちゃいけないんじゃないかと、本当におっしゃるとおりだと私も思っております。

それで、令和6年度から実施するに当たりましては、今担当課長申しましたように、いろんな会議体、見直し検討委員会、そういった中での了解を得ながら、最終的に実現の方向に持っていくというふうな段取りが必要ではございます。

また一方では、予算もかかるわけございまして、私は総務部担当で、ある意味、企画のスケジュールも、または財政の部分につきましても両方私は加味しておりますので、令和6年度からの実施に向けて内部調整を図りまして、市長の御意見も賜りまして、市民の皆さんの不便、不満、そういったものを一日も早く解消できるように、内部努力をしてみたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

今んともすっきりせんですたいね。令和6年度からやれるように努力します。やると明言して努力をせんですか。努力した結果、なら努力をします、これが前に来ると令和6年度からできるか、令和6年度の途中からできるか、令和7年度になるか、それは分らんですよ、努力しましたんですよと。

しかし、令和6年度からやるという中での努力、令和6年度からやりますよち言えばさるっでしょう。もう既に案ができとるでしょうが。さっき言ったごと1年前、2年前からデマンドという言葉は出よるんですから。そこら辺をはっきりせんと市民の方は納得でけんということを私は言いよるわけですね。いつまでたったら、いつになったら、もうちょっと使いやすかバスに乗れるじゃろうかと。そういう気持ちでいらっしゃるもんですから、私もあ

えて、ここでまた質問をしよるわけでございまして。検討します、改善策、デマンドとか、いろんな既存の交通資源を活用してとかちゅう文言が計画書の中にも書いてあるですたいね。それでよかですよ。やり方はそれでよかです。問題は時期だち私は言いよるわけたい。2年も3年も待たやんですかて。市民の負託に応えにやいかんですよ。これは何年待たされとりますかと私は言いよるわけです。いかがでございますか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

みやま市の地域公共交通計画というのを皆さんにお配りしたと思いますけれども、（「はい、さっき言いましたよ」と呼ぶ者あり）この中の73ページ。ああ、失礼しました。デマンド交通等がありますので、この分については令和6年度から試行的な運転をするということで計画しております。これはしっかり進めていかないといけないと思っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

いや、だからしっかりと進めていかやんとか、その努力をしていきますとかじゃなくて、これからやりますよという言葉が欲しいち言いよるわけです。さっきから私、そげん言いよっちゃなかですか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

計画に基づいて進めます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

計画、それは計画は必要でしょうけど、市民のニーズに応えるということは、あなたたちの責任なんですよ。だから言いよっじゃなかですか。努力をします、いつになったらよかで

すかと私は言いよるわけですよ。それを令和6年度からに努力をします。努力じゃつまらなくて私は言いよるわけですよ。令和6年度からしてくださいい言いよるわけですよ。その努力をしてください。もう期限を切らんですかち言いよるわけですよ、私は。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今申し上げたとおりでございます。令和6年度からの計画、きちんと入れておりますから、そのとおりに進める覚悟でございます。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そしたら、さっき課長たちが言いよりました、できるならば、いろんな意見を聞きながら、令和6年度からデマンドを含めた新しい手段の交通体系ができればいいと思っておりますという言葉は撤回してよかですたいね。そういうふうなことじゃなくて、令和6年度からもうやりますよという言葉に替えてよかですね。どげんですか。

○副議長（前原武美君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

市長がただいま令和6年度からやると……（「何」と呼ぶ者あり）令和6年度からやると、計画どおりやっていくと……（「さっきの言葉はもう」と呼ぶ者あり）いやいや、ちょっと聞いてください。

ですので、指示がそういうふうにありますものですから、そうです、令和6年度からやってまいります。市長の指示の下にやってまいります。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

非常にいい回答をいただいたというふうに思っております。私は、令和6年度からやれるように努力をしますじゃなくて、令和6年度からやりますよというような今発言やったと。

それで整理してよろございますか。よかですね。どうですか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

令和6年度から導入してまいります、その前に、やはり公共交通会議等、いろんなアドバイスを受けながら、一番市民の皆さんたちのニーズに合うような方法も検討しないとけないと思います。ですから、その分については、しっかり会議、検討をしながら進めていくということですので、御理解ください。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私は、もうそういうのを含めて令和6年度からというのは当然でございまして、後でどういふのを、その新しい手段に肉づけしたりしていくかというのは、そのまた検討が必要でしょう。市民が、要するにこのバス、今でいうとバスですたいね、バスを利用してある方たちが、いかに早い時期に新しい交通手段で利用できるかというのを非常にお待ちしていますということですよ。だから、それに向かって、令和6年度から新しいのに乗れるようにしますと。

はっきりと再度確認です。今の言葉でよかですかね。市長さん、部長さん、できれば副市長さん、そこに3人並んどんなさるけ、せっかくやけん。今の言葉でよかですね。再度確認ですよ。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

進めます。

以上です。（「よかですね」と呼ぶ者あり）

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

何かこの頃、部長さん、元気なかですね。体調大丈夫ですか。ああ、そうですか。ちよっ

と元気なかけんば、心配しよります、私はここから。

ありがとうございました。これは令和6年度からやっていきますと明言をしていただいたところでございますが、一つ、検討委員会のことについてお聞きしますが、どういう方たちを検討委員会に入れればいいかと、先ほど御説明がありましたけど、先ほど言いました。もう失敗が今度できんと。本当に今度失敗しよるなら笑われるけんですね。そういうことで検討委員会のメンバーですよ。公募からも入れるとか、そういうふうになつとりますが、もうそこからそのメンバーをしっかり考えてくださいよ。ありふれた誰々、誰々、どこの代表者じゃなくてですね。もうこちらから、こういう方たちがいいんじゃないかと、できればしたほうがいいんじゃないですか。こういうふうな乗り物に乗って、ああ、苦勞したなという方たちをメンバーの中に必ず入れてくださいよと要望しとりますが、いかがでございましょうか。

○副議長（前原武美君）

村越企画振興課長。

○企画振興課長（村越公貞君）

見直し検討委員会の委員につきましては、先ほど瀬口議員がおっしゃいますとおり、公共交通会議がある一定、法的に委員のメンバーの構成というのが定められております。そういった法的に必要な知識等も必要なことから、そういったメンバーも入れながらですね、一般の市民の方の声につきましては公募委員を募集して、そちらのほうで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そのメンバーは特にお願いしておきます。その内部に、どしどし入っていけるような方ですね。頭の中で考えるよりも実践ですよ、実践されてきた方、こういう方たちが必要じゃないかなと、この場合はですよ。そういうふうに思っておりますので、ぜひとも今おっしゃったように、しっかりとメンバーの選定をお願いします。

令和6年度からやるというお答えを聞きましたので、安心したところでございますが、市民の皆さん、この利用されている方々は一様にほっとされたんじゃないかなというように

思っております。

次の質問に移りますが、ようございますかね。

2点目の勸奨退職者の増加についてお聞きをいたします。

まずはっきりさせたいのが、この勸奨退職者、この人物は業務上、ちょっと差し支え——言葉を選ばんといかんですが、そういうとは抜きにして、当局のほうから、あなたは退職をしてくださいよと。要するに今肩たたきという言葉があるか何か知らんですけど、私たちが勤めておるときは肩たたきという言葉があったんですが、そういうことをされた経過はありますか。

○副議長（前原武美君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

瀬口議員の御質問にお答えいたします。

退職勸奨の募集について、市のほうから肩たたきをやったかと。そういうことは一切行っておりません。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

そして、人数の確認をいたしますが、過去5年で15名ですね、去年は3名、今年が11名、こういう人数、数字でようございますかね。確認をいたします。

○副議長（前原武美君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

間違いございません。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

理由として、今回答いただきました、仕事上の理由、家庭の理由、健康上の理由だとの回答がありました。やはり仕事上の理由があったなという思いでございますが、勘ぐれば、

ほかに家庭の理由、健康上の理由というのがありますが、これも仕事上の理由があって、家庭への影響、健康への影響があっての最終的な理由として家庭の理由、健康上の理由ということになったんじゃないかなというのも疑われますが、今日はそこまで、ちょっと追及はしませんけど、私は勸奨退職者の中に仕事上の理由で退職するという人がいること自体、たとえ1人であっても重視しなければならない事件だというふうに思っております。

市長は、仕事上の理由で早く退職する人がいるということについて、どういうお気持ちであるかというのを市長からお聞きいたします。よろございますか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

私は、努めて働きやすい職場環境づくりをと思って進めてまいったつもりでございますけれども、退職の理由の一つに、やはり仕事上の理由というのがあれば、それは市としてどういう対応ができるのかというのは、しっかり対応する必要があるのではないかと考えております。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

職場のほうからに対するあれでしょうけど、私はその個人的なこういう人たちのことを思っただけの発言もあるかなと思ったんですが。

仕事上の理由の仕事の内容ですね。これは、先ほど回答がありましたように、部局は非公開だということでございますので、本当の理由は分かりません。どこの職場かということが分かれば、ああ、こういう仕事上という中身について、どういうことだなと大体分かるんですが、非公表ということになりますならば、本当の理由は分かりませんが、以前、私がうわさとして聞いたのが時間外勤務の多さに嫌気が差したと、特定の市民相手の仕事に挫折を感じたと、そういうことで退職をしたといううわさを聞いております。これが今回の仕事上の理由に該当すれば、市の幹部連中は何をしよったんですかと言いたくなるのは、私一人じゃなからちゅうことですよ。どの方でもそう思います、逆の立場になったらですね、市長。時間外勤務の縮小、あるいはノー残業デーの徹底、小まめな配置転換、職員の重点配置などで

解消できた事件であると思いますが、市長、いかがでございますかね。そういうことで解消できたと思うんですがね、どうですか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

理由については、それだけであるとは考えておりません。やはりいろんな部分が複合してのそういう選択であろうと考えますので、当然、職場環境の中で残業の縮小であるとか、その仕事内容の分担、また分散化、そういうのを含めて、それぞれの部署でしっかり考えて進めていただきたいと考えております。

勤務時間の延長に関しましては、私は市長になって、実は5時に終礼を行うということを導入させていただきました。朝は職朝ですね。5時に終礼を行うということは、心の切替えができる。そして、その打合せの中で残業するしない、それをはっきり上司が把握し、早く帰って残業をしない体制づくりを進めてきたつもりでもございますし、また、心の切替えで早く帰れる雰囲気をつくるということで私は取り組んできたつもりでございます。ですから、今後も勤務時間が縮減できるよう、しっかり努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

市長がおっしゃるとおりに、それはそういうことをされてきたということは分かりますけど、実際、これじゃなかですか、現実。その理由だけやないとおっしゃるなら、その理由を全部述べてくださいよ。自分だけ分かっとなはる。私は分からんから、こういう言い方になっとなるんですよ。この理由だけじゃないちおっしゃるなら、公表してよかなら、その理由ば言わんですか。私はそこまで聞くつもりはなかったんですが、市長がそう言いなんなら、言うべきやなかですか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

個人的な理由、プライバシーに関することでございますから、私がそういうのをこの場で

お話しするというのは、それはできません。

以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

だから、プライバシーとか何のかんの、そちらからも言っていないじゃないですか。だから、私は分からんから仕事上の理由ということで、今話をさせていただいておるんですよ。

しかし、それだけじゃなくて、個人的なプライバシーの問題も含まるとおっしゃるなら、そげんして理由に書かんですか。答弁しなさとよかったですたい。なかけんが、私は仕事上の理由ということで答弁してあるから、私はそれで聞きよるだけの話ですよ。

さっきも言いましたように、健康上の理由、家庭の理由、こういうことはこの仕事上の理由、仕事がきつか、きつか、残業して自分の時間も取れん、こういうことが健康に影響した可能性もありますよと。こういうふうなことで家庭がうまくいかんごとになりましたよということも考えられますねということで私、申し上げたんですが、そういうことは全くなかですか。私がここまで追及しよるといことなかですよ。おたくが追及してくださいち言わんばかりの回答しよんなはるけんが、そげん言いよるですたい。いや、首になったっちゃおんなしこと、そげんやっけんが。言われんとでしようもん、細かく。プライバシーの問題も言えんとでしよう。言われんち言いよなはっじゃなかですか。私は言いよらんですたいね。何て首ひねると、自分で分からんて。あんたが分からんごつしよとやない。どげんですか。

○副議長（前原武美君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど瀬口議員から勤務時間、残業時間が多いとか、仕事の内容がということで言われたから私は申し上げたことであって、これは仕事上の理由という部分の中に含まれております。それ以外については、やはり個々のケースがございますから、そこまでは私がお伝えする、ここでお話しすることではないと思っております。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

私は、仕事上の理由ということでは言いよらんじゃなかですか。細々したことを言えち私は1回とも言うたらんですよ。自分から、それだけの理由じゃなか、プライバシーの問題とかということ発言しなはったけん、それを聞きよるだけの話ですよ。何ば勘違いしとんなつとかなど。

次に行きますけど、勸奨退職者については、今いろんな対策を職場では講じてきとつと言いよんなはるけど、ヒアリングは必ずされるですよ。今、6月に人事の刷新を図る目的で退職勸奨を行っております。このときに早くやめたいという方にはヒアリングをされておりますよ。それをちょっとお伺いしますが、ヒアリングが入りますよ。

○副議長（前原武美君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

勸奨の申出書を提出された方については、全てヒアリングをさせていただいております。以上です。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

だから、そのヒアリングのときに、勸奨の退職者という方の理由はもう既に分かるとるわけでしょうが。ですね。分かるためのヒアリングをやりよるわけですよ、一つはね。分かるとるわけです。それがここ何年間もあって、今回11人に急に増えたと。そういうふうな予兆があるにもかかわらず、今回11名に急に増えてきたと。今市長が一生懸命、職場をこういう職場に自分はやってきたつもりだと言われるけれども、ここでは昨年が3名、今年が11名、やってきた結果がそれならこれですかと私は言いたいです。3名から11名に増えとると。ヒアリングをして、その理由を把握して、そしたらこういうことで退職をされるということやったら、その理由がはっきりしとるなら、それに向けて対策を講じとけば、こういう11名とかにやならんやっただしょうもんと私は言おうごたつです。

何か対策講じてきたんですか、特別。要するに、その職場がやりがいのある、みんなで元気で仕事ができますようにとか、それはありふれとるですたい、ふだん一般からそげんです。こういう理由の方たちが多くなりよるから、特別対策を講じなきゃいかんということでは何か対策を講じてこられたですかね、11名に増えておりますが。

○副議長（前原武美君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

今、瀬口議員のほうから御指摘いただきました何か対策をやってきたのかということでございます。市が何の対策も講じなかったのが、この11名につながったんじゃないかと、先ほど時間外縮減、そして配置転換とか人相手の人へのサポートが不十分じゃないかと、そういったうわさを聞いたということに対してでございますけれども、時間外勤務の縮減に向けた取組につきましては、各課ごとにヒアリングを毎年実施して、前年度と当該年度との時間外勤務時間の実績を取りまとめたり、増減の理由を分析して、今後の縮減対策の検討を行っておるところでございます。

また、先ほど議員から指摘ありました毎週水曜日のノー残業デーの取組、そして事務事業の見直し、アウトソーシングの検討など行っております。時間外勤務の縮減につながる取組ということで進めてまいってきたところでございます。

しかしながら、令和2年度のコロナ禍以降、突発的な業務への対応や想定できない時間外が増加しているのも事実でございます。近年の時間外の状況については参考にしづらい面もございますけれども、時間外勤務の縮減については今後も継続した取組を徹底していきたいというふうに考えております。

また、メンタル面での取組でございますけれども、ストレスチェックというのを実施しております。心のケアが必要な職員に対し対策に活用しておるところでございます。高ストレス者には、本人の希望によって、産業医と面談を行うなど必要に応じて対処をしているところでございます。

また、職員の状況を把握するために、年3回の上司面談ということで、仕事だけでなく様々な事案についても相談しやすい職場づくりに取り組んでおるところでございます。

なお、職場での対応が困難な場合、そういう場合は人事のほうへつないで職員に寄り添った対応を心がけたいと思っております。必要に応じて人事異動などによる配置転換、そういった対応も行っておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（前原武美君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

いろいろおっしゃっています。当然、そういう対策を講じていかにやいかんだろうと。それは今年から考えなさることですたいね。今まではそげん思うとんなはらんやったでしょう。だから、3名から11名に増えとるわけですよ。こういうことを私は言いたいんですけど、本当にこういう単純に考えて、昨年3名、今度が11名、この間3名の方が、言葉は悪いですけど、犠牲になって、何か対策を講じていただくだらうと。しかし、その対策というのがあまり効果がなかったんで、11名になったと考えざるを得んじやなかですか。いや、部長、頭ひねったっち同じことよ、数字が物語つとるとやけん、そげんしか言われんすたいね。

そういうことを踏まえて、今課長が言われたように、しっかりとメンタル面から何から、面談年3回やるということで、しっかりやっていただきたいと。

それから、私に言わせれば、先ほど言いましたように、そういう方々がおったならばね、小まめな配置転換、これが一番、私はよかじやなかかなと。そこにずっとおらやんけんが、今おっしゃるようなメンタル面とか、いろいろ出てくつと。メンタル面というなら健康上の理由やけんです。だから、私はさっきこういうとは原因は仕事やなかかと、そういうことも考えられると私が言ったとおりですたい。そこまでは私は追及せんからということで、この質問をしよるわけであつて。

今後は、11名という人数にしっかりと取り組んでいかにやいかんというふうに思っておりますが、課長がさっき言いましたので、しっかりやってください。

教育長、何か言おうごたる顔しとるならば、何か言わんですか。なかったですかね。今手を挙げんさはったやなかかか。違う。消防長やったかい。消防長が手を挙げたですかね。ああ、違うね。

時間でございますのでね、当時、公務員に、今さっき50代ち言いよんなはったです、多いのは。40代、50代。その頃には公務員の競争倍率、これは相当なもんだつたろうと思うんですよ。それで一生懸命勉強をしてきて、ようやく夢をかなえて公務員へ就職と。しかし、仕事上の理由で定年を待たず退職。競争倍率の多かところで一生懸命勉強して公務員の試験に通つた。ようやく就職することができたと。しかし、定年を待たずに退職、それは何かと。仕事上の理由でやめたいと思つたと。こういうことを考えると、本人や家族の無念さというのが、私はよう分かると思うんですよ。親御さんたちも、せっかく息子たちが公務員として就職したなど安堵しとんなはるばつてん、仕事上の理由でやめんなでけんごとつたと。無

念であろうというふうに私は思うところでございます。一人の人生を何と思っているのかというのを私は言いたいと。

この中に、私もよう知らんが、このために人生を棒に振ったという人が、まだそういううわさは聞いとらんからいいようなものの、棒に振ったというようなことがあれば、本当に大変なことだというふうに思っておりますが、このような事件は職員の士気の低下や業務の停滞を招いて、様々な分野でPRをされておりますみやま市のまちづくりに大きな悪影響を及ぼすゆゆしき事件であると思っております。いろんな方面でみやま市のPRをされております。こういうまちづくりに対して、こういう事件があるということが分かれば、本当にゆゆしき事件であるというふうに私は思っております。

今後の方針も示されておりますけど、今先ほど来、安易なありふれた通り一遍の言葉でやり取りをしているわけですが、このようなことに関して、職場改革とか、いろんなこともちょっとおっしゃりよったですけど、もっと本当に大胆な組織改革でこのようなことをなくしていくということが私は必要ではないかなと。大胆なですね。ちょこちょこっと残業ば減らすとか、そういうふうなちょこちょこしたことなくで大胆な改革が必要じゃないかなと。口で言えば簡単ですけど、おたくたちのほうも口で簡単に申し上げよるばってんが、なかなか難しいところがあると思うんですが。とにかく一人の人生、こういうことをしっかりと考えていただいて、職場内にも、こういうことが二度と起こらんような大胆な改革、すぐにはできんでしょうけど、こういうことが必要だと思うんですが、市長も先ほどから言っておられますように、ここは市長の英断が必要だと私は思うんですけど、そういった市長の今後の取組、紹介はしてありますけど、もっと何か大胆なことは言われんとですか。どうでしょうか、市長。

○副議長（前原武美君）

最後になります。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり来年度末に11名退職勧奨というのは私もちょっと多いと感じておりますし、このままじゃいけないなという気持ちもございしますが、私としましては、全職員が定年まで元気に働き続けられる職場、この職場づくりが大切だと思っておりますし、事業の展開等に合わせた組織機構の見直し等も含めてですね、またメンタルヘルス面もしっかり見ながら、働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（前原武美君）

ちょっと、もう最後と言いましたので。（発言する者あり）もうとっくに過ぎております。答弁を最後ということで。（「言いつ放し」と呼ぶ者あり）いや、答弁、さっき質問に対しての答弁でしたから、これで終わっていきたいと思います。お疲れさんでした。（「以上でございませう」と呼ぶ者あり）

あと1人ですが、続けてようございませうか。ちょっと私も待ちくたびれたけんが、したいと思います。

それでは、ここで議長を仮議長と交代いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）休憩しますか。

それでは、再開を14時45分よろしいですか。

休憩します。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○仮議長（宮本五市君）

休憩前に続きまして、会議を再開いたします。

それでは、議長より仮議長に選任されましたので、地方自治法第106条第2項の規定により、私が議長の職務を行います。

それでは、発言を許します。9番前原武美君、一般質問を行ってください。

○9番（前原武美君）（登壇）

皆さんこんにちは。本日5番目で最後になりました9番議員前原武美でございます。

ただいま議長席を降りまして、仮議長より一般質問の許可がありましたので、今回は各種団体への補助金制度と市の関わりについて質問を行いますので、御視聴のほどよろしく願います。

今現在、みやま市では、市民の安全・安心の確保や今日における新型コロナウイルス感染下と原油価格の高騰等の影響での市民生活の安定化を図るために積極的に事業展開し、取り組んでおられますが、まだまだ十分ではないのではないのでしょうか。

そこで、みやま市が補助金制度を設け、積極的に啓発、展開し、市が政策上推し進めるまちづくり事業等を補う取組をなされた団体、企業にかかった費用を補助し、実施されてお

ます。いわゆる事業の取組をサポートするために一部を給付するものであるが、市として補助要件や事務的支援等の関わりについて問うものであります。

そこで、具体的事項①について、市の事業の肩代わり展開についてであります。

市の直接展開すべき事業を補う共助という形で、各種団体がみやま市のまちづくり等の肩代わりとして展開されてある事業に対する団体や事業をどのように考えるのか、また今後どのように進めていくのかを問うものであります。

次に、具体的事項②について、各種事業の採択要綱についてであります。

団体が実施する事業に対し、当事業の補助金要綱に基づいた補助金交付となるが、その事業ごとの補助金交付要綱は制定されてなく、多くの事業はみやま市補助金等交付規則にのっとった事業を実施されているが問題は生じていないか問うものであります。

具体的事項③について、行政指導を含めどのように関わっているのかであります。

これらの本来みやま市が行うべき事業でもあるまちづくり等に取り組まれている中でも、円滑なる事業展開をするためにおのおの実行委員会等を組織されておりますが、スムーズに進むため、協議や助言をどのように関わっているのかを問うものであります。

また、当然ながら、各事業には市からの補助金が交付されておる事業であります中で、後援等として事業展開されてあるものに対して、事業主体の計画実行を十分に尊重した立場でいるのか、今回問うものであります。

以上、各種団体の補助金等と市の関わりについて、質問3点について明解なる答弁を願うものであります。

○仮議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

前原議員の各種団体への補助金等と市の関わりについての御質問にお答えをいたします。

補助金につきましては、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされており、地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に交付でき、その補助金を交付する際は公金であることを鑑み、その行政目的を達成する上で、他の手法と比較した場合に最も効率的な手法であることが前提であるとされております。

また、補助金の分類方法は様々ございますが、法令等により補助の実施が義務づけられて

いる制度的補助、公益性のある団体等に対して、その運営に必要な経費を補助する団体運営補助、各種活動やイベント等に対し補助する事業費補助などに分類され、御質問の各種団体等への補助金につきましては、事業費補助に分類されると考えております。

まず、1点目の市の事業の肩代わり展開についてでございますが、市民の安全・安心や生活向上を図るための各種施策を全て市のみで実施することは困難であり、各種団体等の御協力をいただきながら、本市のまちづくりを進めていく必要があると認識しております。

次に、2点目の各種事業の要綱についてでございますが、補助金の交付においては、本市の補助金等交付規則にのっとり、各種団体からの申請を受け、事業の目的や内容、経費の使用方法等を精査し、交付決定をしているところでございます。

また、補助金によっては、さらに詳細な個別の補助金交付要綱を制定し、事業展開を図っておりますが、全ての補助金に要綱の制定ができてはいない状況であります。要綱の中に、補助の目的や事業内容、補助対象経費、事業を展開するに当たっての詳細な事項などを規定することにより、補助金交付に求められる公益性、公平性、有効性を高めることができるため、補助金交付要綱が未整備である補助金については、早急に制定してまいりたいと考えております。

次に、3点目の行政指導を含めどのように関わっているのかでございますが、先ほど述べたとおり、補助金交付には公益性、公平性、有効性が求められるため、法令及び予算、規則等で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されているか、対象外の経費が含まれていないかなどの確認を行い、必要に応じ適宜指導を行っております。

一方で、まちづくりに取り組まれている各種団体等の補助金事業においては、地域活性化などの行政課題を解決する有効な手段として、これまでも重要な役割を果たしていただき、成果が上がっているものと認識しております。

補助金の分類によって違いはございますけれども、団体運営補助や事業費補助につきましては、総会やイベント、研修会等に参加するなど、補助事業者との関わりの中で、現況を把握しながら支援及び連携を図っているところです。

今後とも、本市のまちづくりや地域活性化を進める上で、各種団体との連携は不可欠であります。補助事業者との連携をしっかりと取りながら、魅力あふれるまちづくりのための事業展開をさらに進めてまいりたい所存であります。

○仮議長（宮本五市君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

今、補助事業と市の関わりについて答弁いただきましたが、予算を見ましても、今の予算の中でも各種団体が市の代わりに行っていただいている事業が相当あります。詳しく私も分かりませんが、どれくらいの補助を受けてみやま市のまちづくりに貢献されている事業があるのか、それをお聞きしたいと思っております。

○仮議長（宮本五市君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

こんにちは。私のほうから回答させていただきます。

令和5年度の一般会計の当初予算で申します。一般会計の当初予算で負担金を除いた補助金、助成金、交付金関係件数でいきますと185件ございます。負担金は除いております。補助金、助成金、交付金で185件、予算総額でいきますと約16.6億円でございます。当初予算が約200億円ですので、率でいくと8.3%程度になるんじゃないかということでございます。

以上でございます。

○仮議長（宮本五市君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

今おっしゃった185件ということは、これでいけば仮に市が直接事業をするとした場合に相当な課になると思うんです。1つの課でこういった事業は展開できないと思いますし、それを市民の方々がみやま市民の安全・安心とか、そういった部分に対して協力いただいている事業は、これは私は肩代わりと申したんですが、そのとおりだろうというふうに思っております。これを市ができることは到底難しいと思っております。こういった分を市内の団体の方々がやっただく、例えば、公民館活動にしても一緒です。環境保全にしても一緒ですが、ボランティア活動を含め、各種団体の方がみやま市の活性化や地域保全の目的の事業で行われておることが、先ほども言いますように行政事業の肩代わりの要素が大きいというふうに思っております。

そのような市民団体の方々が郷土愛、共助に基づいた活動があつてこそ、みやま市の現在があるというふうに思っております。

しかし、このような活動について、今後どのように補助事業としてみやま市が進めていくのかを、改めて市長にお聞きします。

○仮議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、市民や各種団体等により、公民館等の活動、そして地域活性化や環境保全が図られておるわけでございます。

また、本市の安全・安心や生活向上を図るために各種ボランティア活動も行っていただいている事業も数多くあり、市民並びに各種団体に対しましては本当に感謝をしているところでございます。

今後も市といたしましては、しっかりと市民並びに各種団体の御意見等を伺いながら、魅力あるまちづくりのための事業展開を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○仮議長（宮本五市君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

そういった市民の郷土愛があってこそ、こういった事業だと思っております。市だけでは到底こういった事業はできません。市民の理解を求めるためにはそれぞれのボランティア活動、そういった部分でなければ認めてもらえないと思いますので、こういった事業は惜しみなく進めていただきたい。そして、市もそれに加わっていただきたい、携わっていただきたいということを申しておきます。

次に、先ほどから言います各種補助事業に対しまして、事業ごとの補助金交付については、先ほども答弁がありましたように、基づいてされてあるんですが、大半の事業については、みやま市の財務の補助金等交付規則に基づいて交付されておりますし、各事業の計画実施に当たっては補助対象となる採択要綱等が定めてあるんですが、なかなかこれにはまだ整備されていないというふうに思っております。実施要綱など今日どのようにされてあるのか、また行政と事業者とのこういった採択部分についての問題点はなかったのかをお聞きします。

○仮議長（宮本五市君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

私のほうで答えをさせていただきます。

補助事業ごとにそれぞれいろいろ違いはございますけれども、例えば国、県の補助金を活用しました補助事業といった場合は、国、県それぞれ補助金の要綱がございます。そういった補助金の要綱にのっとり補助対象事業者に対してはその内容をしっかりとお伝えして、補助対象外とかそういうずれがないようにしっかりとお伝えをするような形で対応しておるところでございます。

また、例えば移住・定住の補助金といったような補助金の場合については、しっかりとした採択要件を決めておく必要があります。こういったやつについては現在でも補助金の交付要綱を整備させていただいて現在やっているところでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり全部補助金要綱があるわけではございません。全体の中で半数以上はまだ補助金要綱整備ができていない状況でございます。今後、市長が先ほど答弁したとおり、早急に補助金要綱の整備を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○仮議長（宮本五市君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

私は、今回は補助金の要綱等ではなくして、こういった事業をいろいろ展開されてある分が実質は採択基準と。要綱ではなくして、いろんな事業をされてある中で、さっきおっしゃったこういった分をやっていただきたい、これについてはこう変えていただきたいとか、そういった分の採択基準があればいいと思っております。

補助金交付要綱については、大まかほとんどの事業には該当すると思いますし、それを明細にするのが採択基準、実施基準とか、そういった分であるだろうというふうに思っております。あえて条例の中で設けずに個々の事業ごとにそういった基準を設けていただければ、より身近なしっかりとした事業が展開されるというふうに思っております。そういった分を私も過去そういった事業を展開しております。逆にそういった事業をお願いする立場でもおりました。

1つだけ事例として申し上げておきたいんですが、このまちづくりのためにいろんな団体、私もその中に地域にいたときに携わってきたんですが、いろんな事業を展開するとき、行政側としては、例えば新規事業とかを展開するときには、地域に出向きましていろんな団体に説明をして、それを理解していただいて事業を実施していただくという中では、よくあることが、私も言ったかもしれませんが、甘い言葉といいますか、何でもできるような言い方がややもするとあるわけですね。これもできます、あれもできますから展開していただきたいということが多々あることがあります。そして、その事業が進みまして、いろんな事業展開されていく中で、年を越しますとこれはこの事業に適しないとか、そういった部分で、長年実施してきた地域の分としてもしてきた分が制約されるようなことが多いんです。ですから、そういった分について、じゃ、そういったことであれば我々の趣旨と違うからこの事業はもう展開できないとかいう違いが出てきます。ですから、そこら辺を私もよく新規事業のときに、国、県の補助をもらう事業の中で地域に出向いて説明したことがあります。そういった分で、やはり何でも地域の意識改革とか含めたところで展開できるような説明をしていくわけです。当然ながら、国、県の方もそういった説明をしていただきますが、やはり経過する中ではこの事業には適さないとか、こういった形に変えたいとかなってくるわけです。しかし、やっている事業主体はそう簡単に変えてもらっては困るんですよ。意識を持って意識啓発をやっているわけですから。そういった部分からすれば補助金要綱、先ほども言います採択基準、実施基準、そういった分をしっかりと定めていただいたほうが、受ける事業をやる団体からすれば、そのほうがスムーズにいくだろうというふうに思っておりますが、そこら辺については市長はどう考えられるかお願いします。

○仮議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほど財政課長が申し上げましたとおり、まずはまだまだ整備不足だと思っておりますけれども、補助金交付要綱の基準整備を行う必要がございますので、それを早急に対応してまいり所存でございますし、先ほどおっしゃった採択基準、実施基準等も含めてきちんと整備していかないといけないなという思いがいっぱいございます。

これまでも補助金事業の内容、また種類によっては市と補助事業者の見解が相違がないように互いに協議をしてまいったところがございますけれども、今後もしっかりお互い話し

合って相談しながら、事業展開を図っていく所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○仮議長（宮本五市君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

こういったみやま市のまちづくりに賛同して、行政の政策上賛同してされてある事業に対してはしっかりと支援を、経済的な支援じゃなく、やはり事務的な支援、そういった分をしっかりとやっていただきたいというふうに思っております。そうしないと、何か最近の動向を見てみますと、この補助事業という分の意味がちょっと薄れているような気がするんですよ。冒頭私が言いましたように、補助事業といいながら、これは市民が郷土愛、共助に基づいたボランティア活動です。それをまちづくりに展開されてある分に対して、応分の費用の補助負担をやっている、私は元々こういった分については、補助金じゃなく負担金という考えを持っております。

さっき言いましたように、事例の中でいろんな事業がされてありますが、一つ言いますと、多面的機能事業とかありますね。これは地域の道路とか水路を地域の住民が整備していくわけです。それに、本来はこれは昔は農地・水と言っていて、農業施設そういった分を重点的にやって、農業生産者がやってあるんですが、それがもう御存じのとおり農業後継者も少なくなりまして、到底無理ですから、それを市民全体で、地域全体でこれをやっていくという分で始められたのがこの多面的機能でございます。そうしますと非農家も水路とか、そういった部分についての保全をやっているわけです。そうしますと、一般的に国でいいますと国庫負担なんです。災害とかありますよね、災害で道路とか市の道路、河川とかが崩壊します。それを災害復旧でしますが、法的には国庫負担なんですよ。ですが、さっき言いますようにみやま市内の道路、水路でも国土なんです。国土を地域の方々が保全してある。それに対して私は負担金という頭を持っております。同じように、こういったみやま市のまちづくりに対しても、本来市が行うべき事業をこういった団体の方々がしていただく、それは私は負担金ではないかというふうに思っておるところでございます。そういった重い事業ということを、ただ単なる補助金という考え方では思っていないんですよ。

変な言い方ですが、最近こういった分が私どもの若かりし頃という変ですが、そういった教育を受けておりました。地域があつてこそ、こういった事業が成り立つんだということ

で、どちらかというとお願ひします、お世話かけておりますという言葉が出ておりましたが、最近いろんな住民の方から私のほうにもいろんな御意見をいただく中で、こういったことがあるんですよ。以前も言いましたが、職員さんが地元がお願ひするときに予算がないとかいう言葉で言われて、あと言いようがないとかいう言葉を返されるとかありました。この件についても一緒なんですよ。補助金を出しているからという感覚になってもらうと困るんですよ。そういった分も、ややもすると聞くときがあります。皆さんではございませんが、長くなるとこの補助金制度という分をよく理解していただいて、私が先ほど言いますように、本来、市がやるべき事業をこういったみやま市の各皆さんがボランティアとして事業を展開されてある、それに一部補助金を出すということですが、そういった部分がややもすると、そういった考え方に立たれるところが聞くんですよ、そういうふうに言われておるということがですね。あくまでも今言いますように市民のために展開されてある事業です。これを重く見ていただきたいんですよ。それを補助金を出しているからという考え方には立ってもらいたくないと思っております。そういった団体からとか、市民の中からそういった声を聞くんです。やっていただくからこのみやま市の活性化、まちづくりができているんだということをも十分理解していただいて、今後についてもやっていただきたいと思うんですが、最後になりますが、こういった分について、みやま市内の市民団体が安全・安心のまちづくりや活力あるまちづくりに貢献されておるわけです。こういった分について、みやま市としましても事業に対する理解や感謝の念を持ち、関係者への協議や指導を滞りなく行うべきというふうを考えております。市の考え方はあっても結構ですが、やはりその事業主体がまちづくり、みやま市民のためにとということで、いろんなことで協議、研究されて結論を出された方向性に対しては一定の理解があつてしかるべきだと思いますが、そのような分について、もう最後になります。市長、考え方をお願いします。

○仮議長（宮本五市君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほどの答弁でも申し上げたんですけれども、本当に全てのまちづくり事業を市のみで実施するというのはやはり困難でございます。各種団体の御協力をいただきながら、本市のまちづくりを進めていく必要があると認識しておるわけでございますし、特に、ここ数年はコロナ禍による国のコロナ交付金事業とか、県の補助事業など、次々と事業展開をしていく上

で、その中には各種団体等に御協力をいただきながら、様々なコロナ支援策等も市からお願いした面も多々ございましたし、しっかりそれは認識しておるわけでございますし、この場をお借りしまして、市内各種団体の皆様には本当に感謝を申し上げる次第でございます。

また、そういった中でコロナ支援などの補助金事業においては、やはり各種団体と市がしっかりと連携を取りながら、市からの支援も行いながら事業展開を図っていくことが大切であるものと考えております。また、それぞれみやま市にはたくさんのいろんな団体がございます。各種団体、地域のほうで貢献していただいている団体等もございますし、その全ての団体の皆様と連携を図りながら、よりよいみやま市のまちづくりのため事業展開を図っていく所存でございますので、御理解をいただきたいと思います。また、御協力のほどを今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○仮議長（宮本五市君）

9番前原武美君。

○9番（前原武美君）

おっしゃるとおりにやっていただきたいと思います。

といいますのも、今議会で議案第45号で出されてあります、みやま市過疎地域持続的発展計画の変更についての中でもうたわれてあります。12ページになりますが、協働で進めるまちづくり、市民と行政との共存のまちづくり、職員一体となって市民との協働により各種事業を進めますとここに明記してあるんですよ。私が先ほど言いますような言葉がここに明記されてあるんです、計画の中で。ですから、先ほども言いますように一体となった要綱とか、どうこうじゃございません。そういったまちづくりに貢献できるようなことを、しっかりとした基準に基づいてそれぞれの団体と話しながら、行政もそれに携わってやっていただければ、さらにこういった現在、百どれくらいやったですか、185件の市民団体の活動が、逆に言いますと全てをこういった団体がやっていただくかもしれません。よりまちづくりに、活性化につながっていくかもしれません。こういった働きをやっていただきたいというふうに思っておりますことが、先ほども言いますように、市民と行政が一体となった協働のまちづくりをしっかりとこの過疎計画にもうたってあります。こういった分をしっかりと実施していただければ、よりよいみやま市になっていくんだらうというふうに思っておりますので、そういった分を、先ほども言いますように条例どうこうにこだわる必要はございません。よ

りやりやすい方向性を市も市民と一体となったやり方をやっていただきたいというふうに言
いまして、今回の質問を終わっていきたいと思います。ありがとうございました。

○仮議長（宮本五市君）

ここで、議長を副議長と交代いたします。

〔仮議長、副議長と交代〕

○副議長（前原武美君）

それでは、お諮りします。

議事の都合によって9月13日を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前原武美君）

異議なしと認めます。よって、9月13日を休会とすることに決定をしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、次の本会議は9月14日となっておりますので、御承知おき方よろしく申し上げます。

午後3時20分 散会